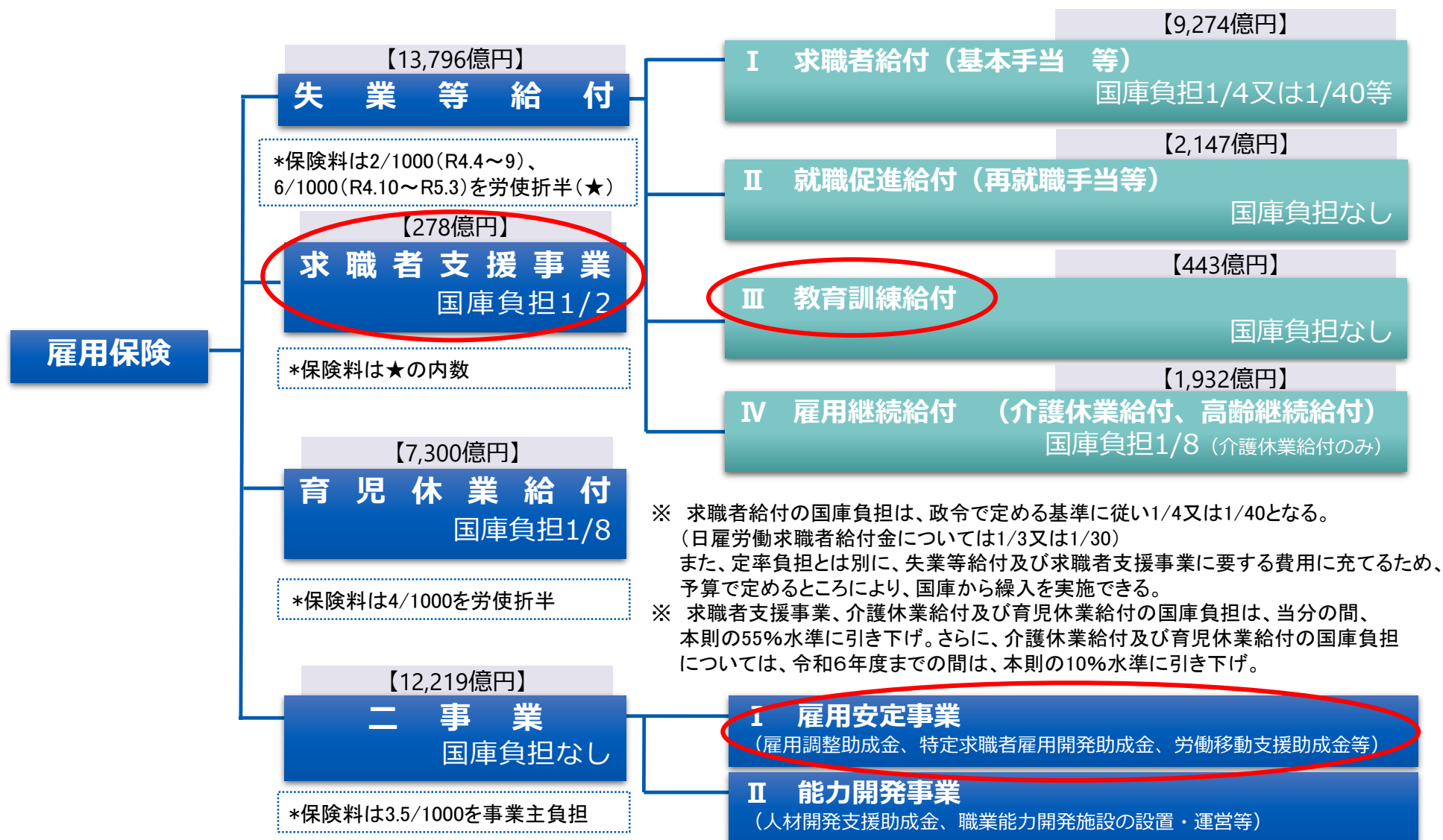


求職者支援制度、教育訓練給付、 休業支援金・給付金について

雇用保険制度の概要（体系）

※ 【】内は令和4年度予算額



※ 求職者給付の国庫負担は、政令で定める基準に従い1/4又は1/40となる。
 （日雇労働求職者給付金については1/3又は1/30）
 また、定率負担とは別に、失業等給付及び求職者支援事業に要する費用に充てるため、
 予算で定めるところにより、国庫から繰入を実施できる。

※ 求職者支援事業、介護休業給付及び育児休業給付の国庫負担は、当分の間、
 本則の55%水準に引き下げ。さらに、介護休業給付及び育児休業給付の国庫負担
 については、令和6年度までの間は、本則の10%水準に引き下げ。

※ 令和2年度から令和4年度までの間に限り、雇用保険二事業に一般会計が繰り入れられている。

求職者支援制度

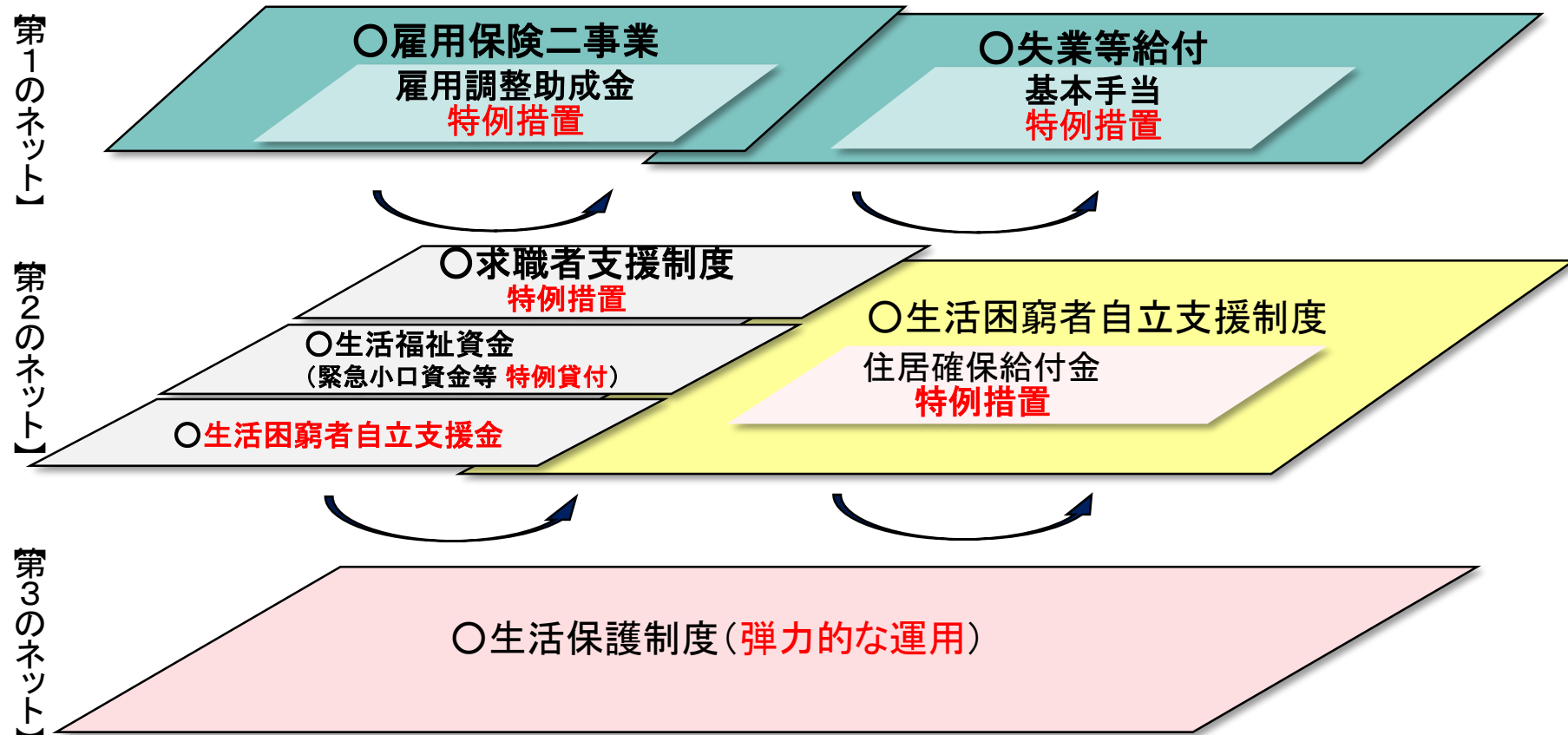
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用・生活を支える重層的なセーフティネット

- 雇用や生活支援については、従来より重層的なセーフティネットが整えられてきた。
- また、新型コロナへの対応にあたっては、その各段階において様々な特例措置を講じ、セーフティネット機能を強化してきた。



求職者支援制度の主な考え方

	参考：失業等給付（基本手当）	求職者支援制度	求職者支援制度の考え方
主な適用要件	原則、以下の要件を満たす雇用者 ○1週間の所定労働時間が20時間以上であること ○31日以上雇用見込みがあること	以下の者が制度の対象となる。 （ただし、保険料負担は無い） ○雇用保険被保険者以外の者 ○雇用保険受給資格者以外の者	○雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、訓練受講機会と受講期間中の生活支援給付を行う。
主な受給資格要件	①離職日前2年間において、通算12か月以上の被保険者期間がある （倒産・解雇等による離職の場合、離職日前1年間において、通算6か月以上の被保険者期間がある） ②公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行っている ③労働の意思及び能力があるにも関わらず、失業状態にある	【訓練受講の要件】 ○公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行っている ○労働の意思と能力がある ○訓練受講が必要と公共職業安定所が認定 【職業訓練受講給付金の受給要件】 ○本人収入が月8万円以下（シフト制で働く者などは月12万円以下） ○世帯全体収入が月40万円以下 ○世帯全体の金融資産が300万円以下 ○訓練の8割以上出席 等	○対象者本人に一定の収入があれば生活支援給付の必要性が低いことから、訓練期間中に一定の収入（雇用保険の被保険者とならない程度の働き方を勘案）がないことを要件として設定。 ○世帯の支援が期待できる場合は生活支援給付の必要性が低いことから、世帯収入要件・資産要件を設定。世帯の収入要件の水準は、複数人員世帯における標準生計費を勘案。資産要件の水準は、年間の標準生計費を勘案。
給付水準	○給付率：離職前賃金（離職日前6か月間の給与をもとに算定）の50～80% （低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%。） ○給付日額：下限2,125円 （※令和4年8月～） 上限6,835～8,355円 ○給付日数：年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決定。	○職業訓練受講給付金（訓練受講手当） 給付額：月10万円 給付期間：上限1年（原則） ○給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資。 ・単身者：月5万円 ・扶養家族を有する者：月10万円	○給付額については、再就職意欲を阻害せず、かつ訓練期間中の生活を支援するための給付水準として、求職者支援制度の前身である基金事業との継続性を考慮して設定。 ○融資額については、基金事業や他の融資制度とのバランスを考慮して設定。
財政運営	○労使保険料：労働者の賃金総額の8/1,000（原則）を労使折半 ○国庫負担：給付費の1/4または1/40、別途、一般会計からの繰入が可能	○失業等給付の労使保険料の一部 ○国庫負担：給付費の1/2（原則）※ ※当分の間、原則の55%	○雇用保険被保険者以外の者（被保険者であった者及び被保険者になろうとする者）を対象とした制度であり、制度創設時の3大臣合意において、国と労使で1/2ずつの負担を原則することとされた。

求職者支援制度の概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講し、**再就職、転職、スキルアップ**を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、**離職して収入がない者を主な対象**としているが、**収入が一定額以下の場合**は、**在職中に**給付金を受給しながら、**訓練を受講**できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

訓練受講の要件 A	● ハローワークに求職の申し込みをしていること ● 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ● 労働の意思と能力があること ● 訓練受講が必要とハローワークが認めたこと
職業訓練受講給付金の支給要件 B	● 本人収入が月8万円以下（シフト制で働く者などは月12万円以下）（*） ● 世帯全体の収入が月40万円以下（*） ● 世帯全体の金融資産が300万円以下 ● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ● 訓練の8割以上に出席している（*） ● 世帯に同時に給付金を受給している者がいない ● 過去3年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない

○ 主な対象者

* 令和5年3月末までの特例措置

給付金を受けて訓練を受講している者 [AとBに該当する者]	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートで働きながら、正社員への転職や社内での正社員転換を目指す方など
給付金を受けずに訓練を受講している者（無料の職業訓練のみ受講） [Aのみ該当する者]	
離職者	親や配偶者と同居し収入がある方など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された地域職業訓練実施計画に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練などを受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和5年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	<u>2か月から4か月</u>	
	訓練分野	<u>ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科</u> など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	<u>3か月から6か月</u> （就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ <u>シフト制の方などを対象とした訓練コースは2週間から</u> （令和5年3月末までの特例措置）	
	訓練分野	<u>IT</u>	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
		<u>営業・販売・事務</u>	OA経理事務科、営業販売科など
		<u>医療事務</u>	医療・介護事務科、調剤事務科など
		<u>介護福祉</u>	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
		<u>デザイン</u>	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
		<u>その他</u>	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	受講者数に応じて定額を支給 <u>6万円／人月</u>
実践コース	訓練修了者のうち、 <u>安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給</u> <u>60%以上：7万円／人月、35%以上60%未満：6万円／人月、35%未満：5万円／人月</u> ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円／人月、 30%以上55%未満：6万円／人月、30%未満：5万円以上／人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円（病気などのやむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合、日割りで減額）（*）
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

[求職者支援資金融資]

* 令和5年3月末までの特例措置

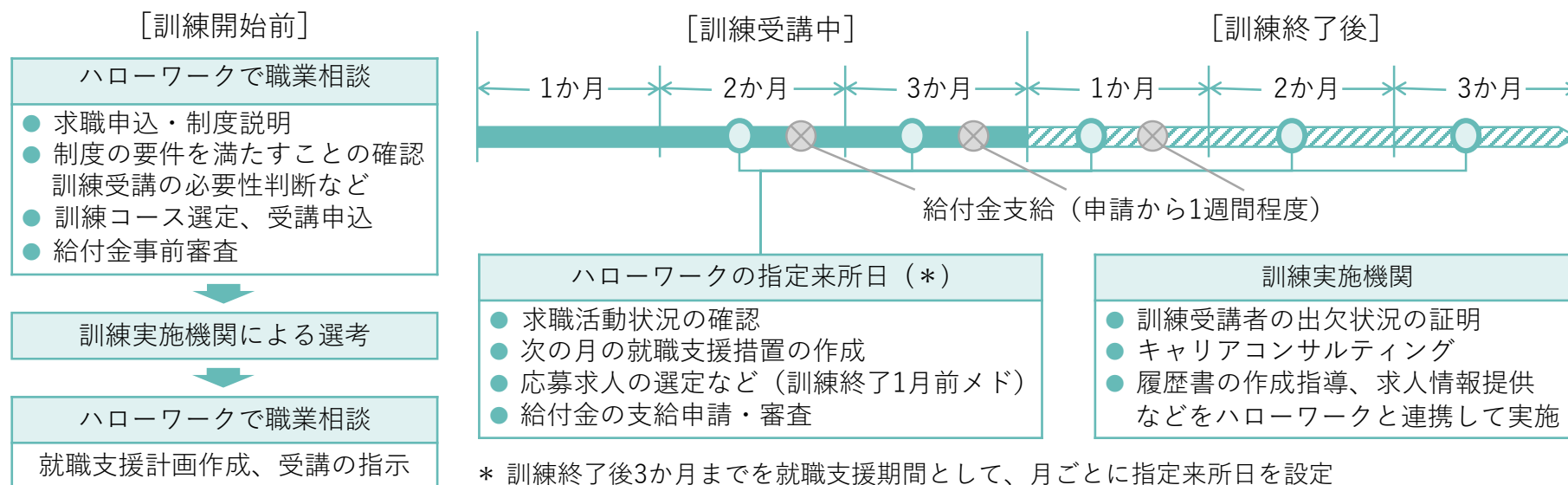
給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資

- ・ 貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
- ・ 利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要

○ 訓練受講者に対する就職支援

ハローワークが、訓練受講者ごとに就職支援計画を作成し、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を訓練実施機関と連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行う

就職支援のながれ（3か月訓練の例）



○ 求職者支援制度の財源

原 則	—	国庫 1／2	労使負担 1／2（労使折半）
暫 定	当分の間	国庫 27.5／100（※）	労使負担 72.5／100（労使折半）

※ 原則の割合（1／2）に、雇用保険と同様の国庫負担の暫定措置（原則の55／100を負担）を適用
 $50／100 \times 55／100 = 27.5／100$

令和4年度予算額：約278億円（うち国庫負担 約67億円）

なお、平成29年度から令和3年度については、雇用保険の財政状況などを勘案し、雇用保険制度の国庫負担率を原則の割合（1／2）の10／100（ $50／100 \times 10／100 = 5／100$ ）まで引き下げた。

（参考）求職者支援制度などの目標（令和3年度）

新たな雇用・訓練パッケージ （令和3年2月12日／厚生労働省）	訓練受講者数（求職者支援訓練：約5万人、公共職業訓練：約15万人）
非正規雇用労働者等に対する緊急支援策 （令和3年3月16日／新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議）	訓練受講者数（求職者支援訓練：約5万人、公共職業訓練：約15万人） 職業訓練受講給付金受給者数：2.5万人 デジタル分野の求職者支援訓練の定員：約5千人

○ コロナ禍で講じている特例措置（令和5年3月末までの時限措置）

給付金の 本人収入要件	<u>月8万円以下</u> → <u>シフト制で働く方などは月12万円以下</u> ※ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくする
給付金の 世帯収入要件	<u>月25万円以下</u> → <u>月40万円以下</u> ※ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくする
給付金の 出席要件	<u>病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> → <u>理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> ※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくする ※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額
訓練対象者	<u>再就職や転職を目指す者</u> → <u>転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を加える</u> ※ 働きながら訓練を受講して正社員転換などを目指す非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進する
訓練基準	訓練期間：<u>2か月から6か月</u> → <u>2週間から6か月</u> 訓練時間：<u>月100時間以上</u> → <u>月60時間以上</u> ※ 働きながら受講しやすく短い期間、時間の訓練コースを設定する。併せてオンライン訓練の設定を促進する

※ 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用

○ 求職者支援制度の制度創設時からの実績

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
求職者支援訓練受講者数	50,758人	98,541人	74,933人	55,002人	40,587人	32,306人	26,822人	23,384人	21,020人	23,734人	28,260人
職業訓練受講給付金受給者数	23,429人	58,439人	39,840人	28,525人	20,626人	15,508人	12,506人	10,193人	8,751人	10,406人	13,371人

※1 訓練受講者数は、当該年度に訓練の受講を開始した者の数

※2 給付金受給者数は、当該年度に給付金を初めて受給した者の数

○ 直近の求職者支援訓練の受講者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(4～5月)	計
令和元年度	1,987	1,882	1,893	1,584	1,343	1,640	1,754	1,698	1,667	1,543	1,597	2,432	3,869	21,020
(対前年同月比)	91%	77%	88%	90%	88%	86%	101%	90%	89%	90%	96%	95%	84%	90%
令和2年度	1,705	1,422	1,644	1,933	1,782	2,210	2,123	1,999	2,107	1,755	1,913	3,141	3,127	23,734
(対前年同月比)	86%	76%	87%	122%	133%	135%	121%	118%	126%	114%	120%	129%	81%	113%
令和3年度	2,444	2,190	2,636	1,672	1,884	2,560	2,084	2,242	2,300	2,135	2,456	3,657	4,634	28,260
(対前年同月比)	143%	154%	160%	86%	106%	116%	98%	112%	109%	122%	128%	116%	148%	119%
令和4年度	2,816	2,626											5,442	
(対前年同月比)	115%	120%											117%	

○ 直近の職業訓練受講給付金の受給者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(4～6月)	計
令和元年度	702	1,207	763	724	743	586	744	760	713	641	616	552	2,672	8,751
(対前年同月比)	90%	87%	77%	78%	83%	95%	83%	90%	89%	83%	81%	102%	86%	86%
令和2年度	678	1,089	731	752	724	791	1,010	972	1,046	1,026	749	838	2,498	10,406
(対前年同月比)	97%	90%	96%	104%	97%	135%	136%	128%	147%	160%	122%	152%	93%	119%
令和3年度	964	1,477	1,061	1,095	989	860	1,101	1,206	1,019	1,171	1,226	1,202	3,502	13,371
(対前年同月比)	142%	136%	145%	146%	137%	109%	109%	124%	97%	114%	164%	143%	140%	128%
令和4年度	1,420	2,029	1,394										4,843	
(対前年同月比)	147%	137%	131%										138%	

○ 令和2年度の求職者支援訓練受講者の就職率

基礎コース	52.5%	実践コース	60.0%
-------	-------	-------	-------

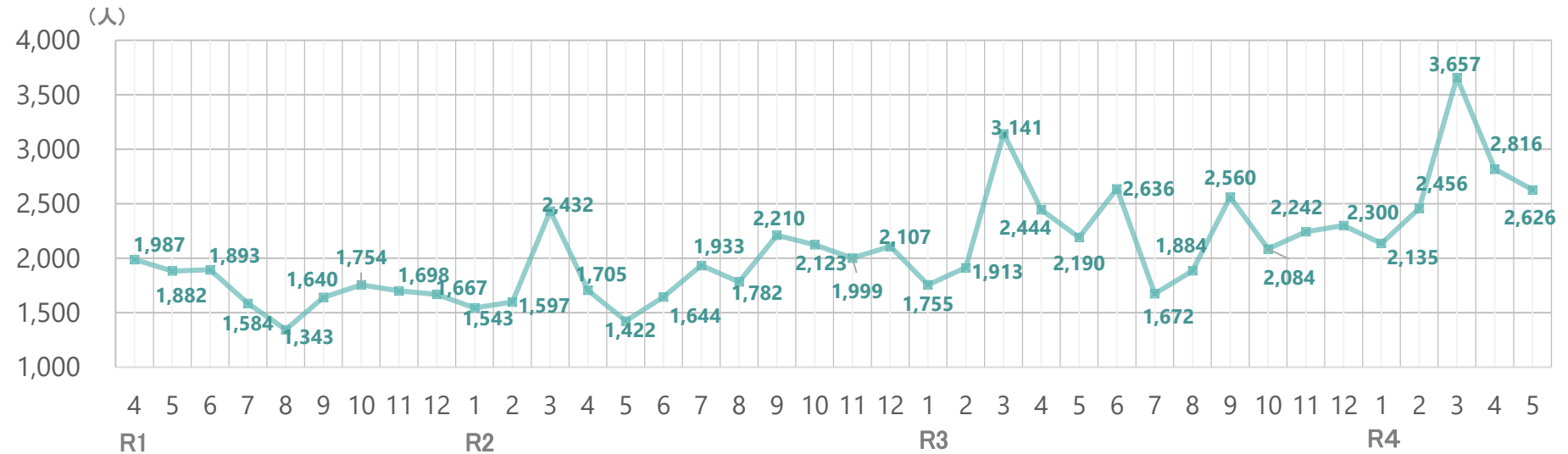
○ 令和3年度の求職者支援訓練受講者の就職率

基礎コース	53.3%	実践コース	60.0%
-------	-------	-------	-------

※令和3年度の就職率は、令和3年10月末までに終了したコースについて集計

直近の求職者支援訓練受講者数の推移（グラフ）

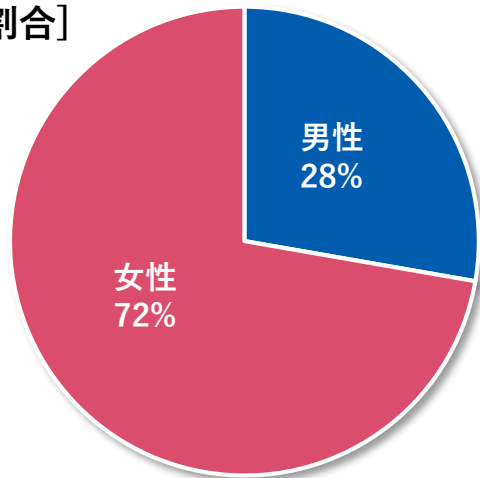
① 受講者数



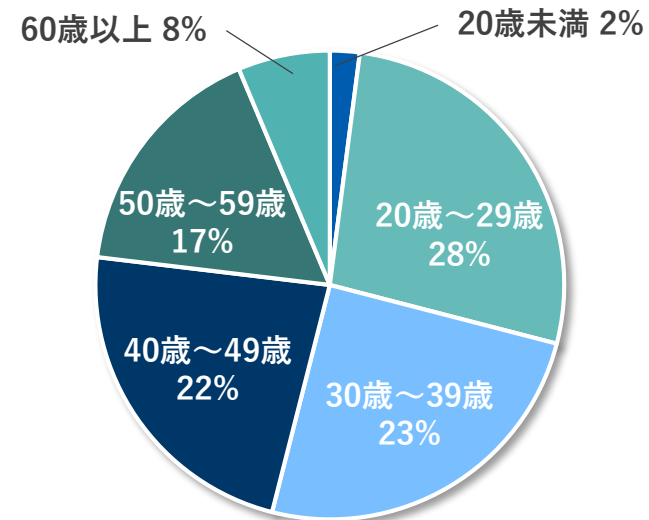
求職者支援訓練受講者数の男女別、年齢階層別割合（令和3年度）

① 求職者支援訓練受講者数

[男女別割合]

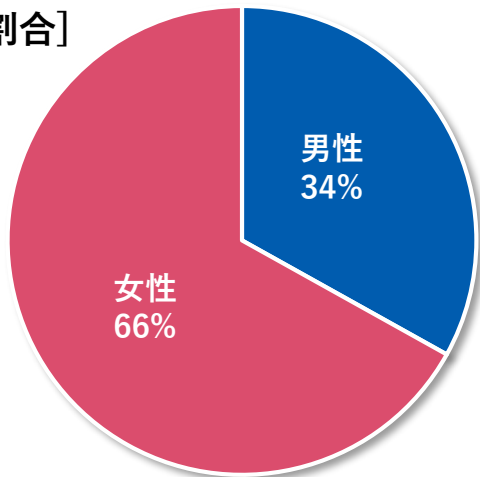


[年齢階層別割合]

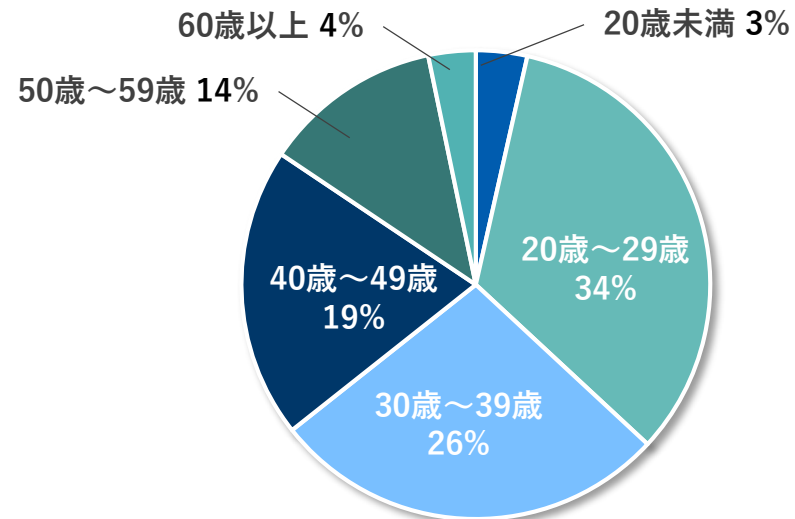


② 職業訓練受講給付金受給者

[男女別割合]

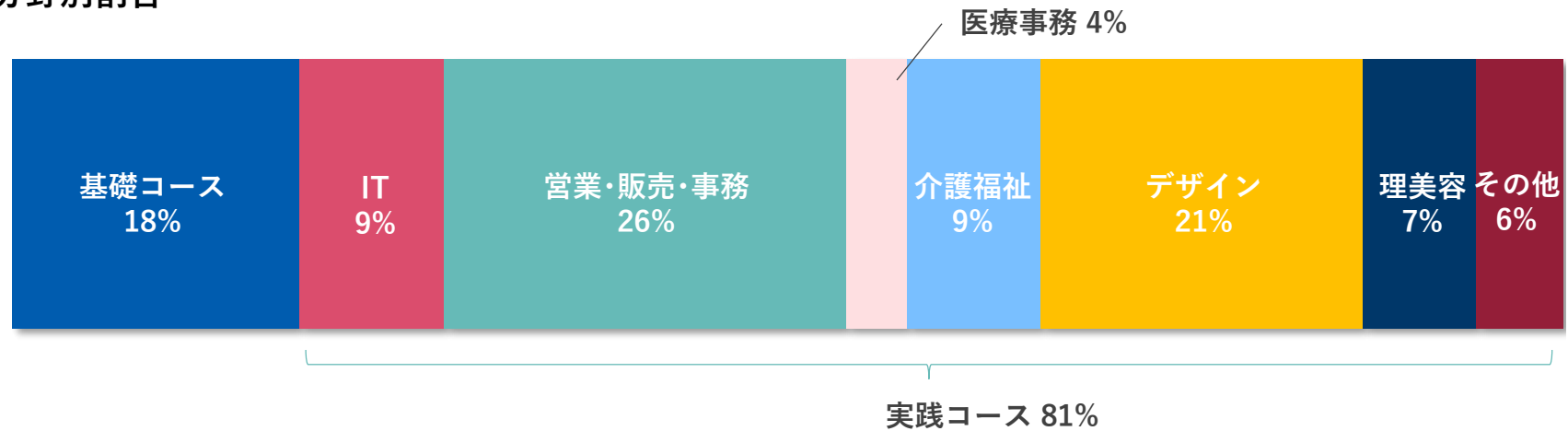


[年齢階層別割合]

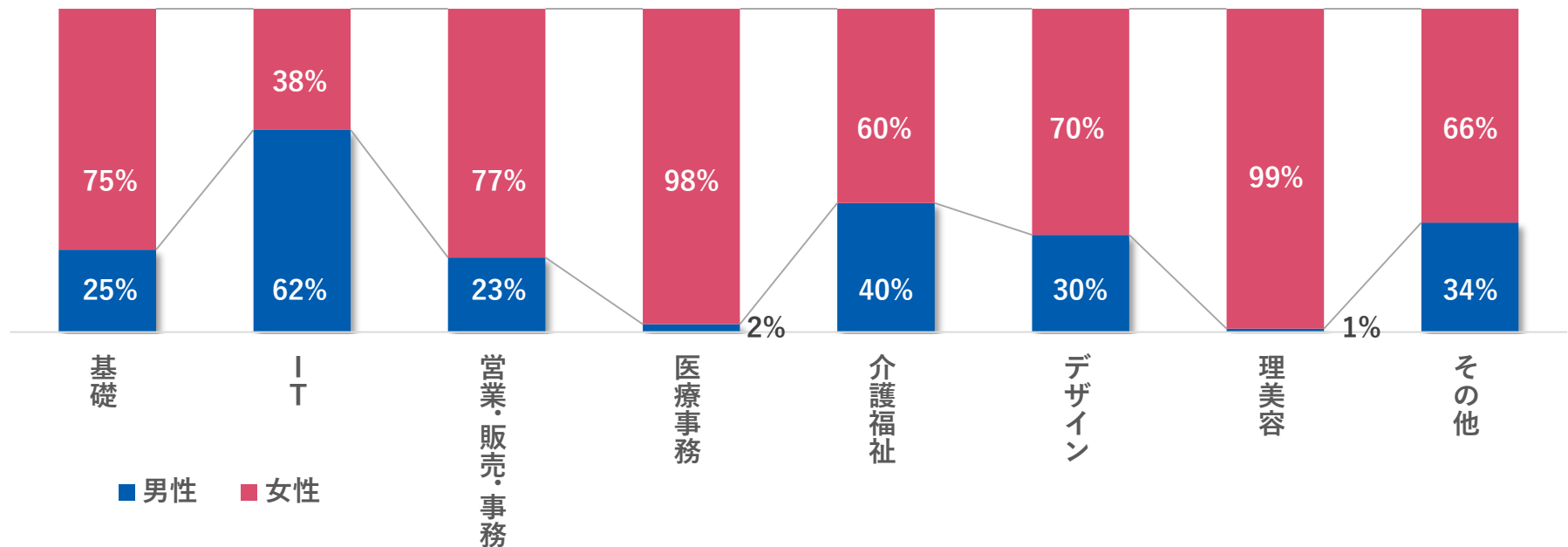


求職者支援訓練受講者数の分野別割合（令和3年度）

① 分野別割合

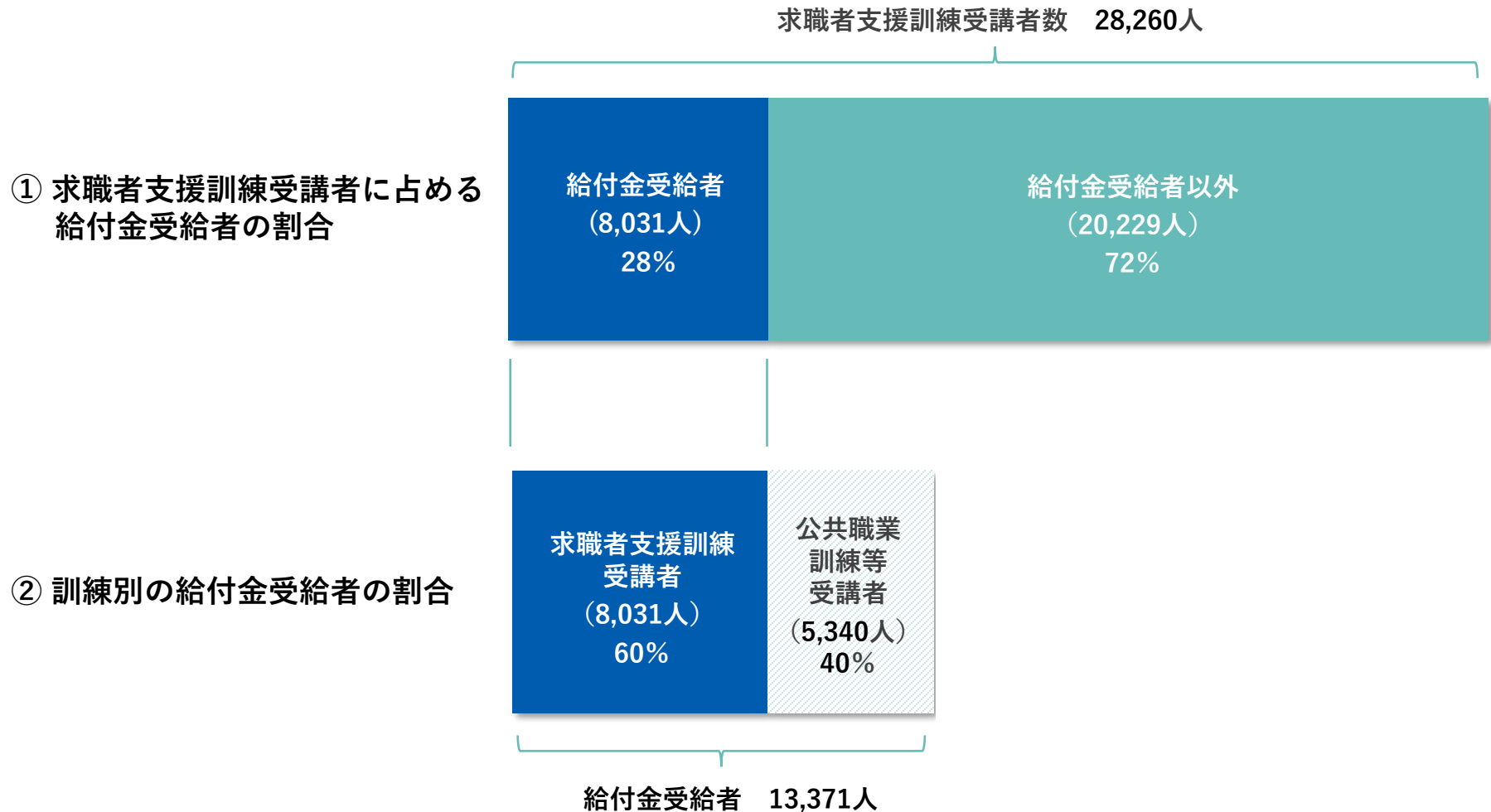


② 分野別、男女割合



※ 四捨五入による端数処理のため割合の合計が100%にならないことがある

職業訓練受講給付金受給者の状況（令和3年度）



※1 給付金受給者は、令和3年度に給付金を初めて受給した者の数

※2 給付金は、求職者支援訓練と公共職業訓練等の受講者のうち、支給要件を満たす者に支給する。公共職業訓練等は、公共職業訓練と氷河期世代向け訓練

求職者支援制度の特例措置の適用者数

求職者支援制度の特例措置の適用者数（令和3年2月25日から）

	令和3年 ～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
本人収入要件 ＊1	2	10	20	22	27	29	41	39	36	45	56	69	72	52	78	75	673
出席要件（仕事による欠席） ＊1	1	3	0	2	4	4	2	3	2	2	5	12	17	13	9	15	94
世帯収入要件 ＊2										0	24	142	233	186	292	305	1,182
出席要件 （やむを得ない理由以外の欠席） ＊2										1	159	396	489	476	561	627	2,709
訓練対象者の特例（転職希望無し） ＊2										0	7	5	5	2	0	1	20

※ 各月に職業訓練受講給付金の特例措置を適用した者の数。＊1の措置は令和3年2月25日から＊2の措置は令和3年12月21日から導入

〔参考〕 職業訓練受講給付金の受給者数（令和3年3月から）

令和3年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
838	964	1,477	1,061	1,095	989	860	1,101	1,206	1,019	1,171	1,226	1,202	1,420	2,029	1,394	19,052

※ 各月に職業訓練受講給付金を初めて受給した者の数

訓練受講申込事例（求職者の声）

		受講申込につながった事例	受講申込につながらなかった事例
失業中の求職者		・事務職の求人に応募し不採用が続いていたが、<u>医療事務の資格を取得する訓練の受講を勧められ応募</u> ・経験のある営業職での再就職を希望し、不採用が続いていたが、営業での<u>対人スキルを活かした介護職へのキャリアチェンジを勧められ、訓練に応募</u> ・調理の仕事をしていたが、<u>キャリアチェンジを希望。パソコンが操作できると応募可能な求人の幅が広がる</u>との助言を受け、訓練に応募	・<u>早く就職したい</u>ので、訓練の受講は考えていない ・<u>経験を活かして再就職したい</u>ので、他職種への転職を前提とした訓練は考えていない ・<u>新型コロナウイルス感染症に感染するおそれがある</u>ため、今は訓練の受講は考えられない ・<u>コロナ禍で電車やバスに乗るのを最小限にしたい</u>。訓練は受けたいが今はやめておく
在職中の求職者	シフト制で働く者	・飲食店でアルバイトをしていたが、シフトが減り、週2日しか働けなくなった。<u>ネイルサロンへの就職を目指し、訓練に応募</u> ・飲食店でアルバイトをしているが、シフトに入れず月の収入が6万円以下。<u>事務職か営業職に就くため、オフィスソフトの訓練に応募</u>	・飲食店勤務。シフトが減って生活は苦しいが、<u>今の仕事を続けたい</u>。業況が回復するまで兼業する仕事を探しており、訓練を受けて転職するつもりはない ・<u>早期就職を希望している</u>ので、訓練は考えていない ・<u>経験職種で再就職したい</u>ので、訓練は考えていない
	フリーランス・自営業者	・アロマセラピーの仕事を自営しているが、コロナ禍で顧客が激減。<u>職業相談の結果、医療事務に興味があることが分かり、訓練に応募</u> ・美術関係の自営をしていたが、コロナ禍で仕事が減少。<u>美術・デザインの知識を活かせるWEBデザインの訓練を勧められ応募</u>	・今まで<u>自身が行ってきた事業に関連する仕事に就きたい</u> ・<u>仕事量が増加するまでダブルワークしたい</u>。転職を前提とした訓練は考えていない
	休業中の者	・飲食店のホールで働いているが休業となった。<u>未経験だがWEBクリエイターの仕事に興味があり、訓練の受講を勧められ応募</u>	・まん延防止重点措置適用により飲食店が休業となったが、<u>解除後に同じ仕事に戻りたい</u> ・居酒屋で調理人として働いているが、休業となり退職予定。パソコンの訓練を検討したが、<u>収入を得るための就職を優先</u>
	その他在職者	・小売業で働いているが、<u>事務職への転職を希望。パソコンが使えなかったため、訓練の受講を勧められ、訓練に応募</u> ・営業職として働いているが、会社の業績不振から早期退職に应ずることとした。<u>介護職に興味があったものの、未経験職種へ転職に決心がつかなかったが、介護訓練の受講を勧められ応募を決意</u>した	・<u>早期の転職を希望</u>しており、訓練に時間をかけるつもりはない ・転職に必要な資格取得のため訓練を検討したが、家族を養うために<u>早期再就職する必要がある</u>、<u>訓練の応募を断念</u> ・現在の職種の<u>業況が改善したら同じ職種で働きたい</u>。それまでのつなぎの仕事を探しており、訓練を受けて他の職種で再就職するつもりはない

(参考) 求職者支援制度に関する調査研究 ―訓練実施機関についての調査・分析―

(平成26年5月 独立行政法人労働政策研究・研修機構 調査シリーズNo. 163)

研究の目的

平成23年10月から施行された求職者支援法に基づく求職者支援制度は、施行後3年を目途として、施行状況を踏まえた検討を行うことが法に規定されている(求職者支援法附則第十三条1)。その検討に向けて、本調査研究は訓練の実施や求職者の就職支援において中心的な役割を果たす訓練実施機関を対象とし、(1) 訓練実施プロセスの管理、(2) 就職支援活動などについて、アンケート調査・ヒアリング調査を通じて実態を把握の上、調査結果を基とした分析を試みた。

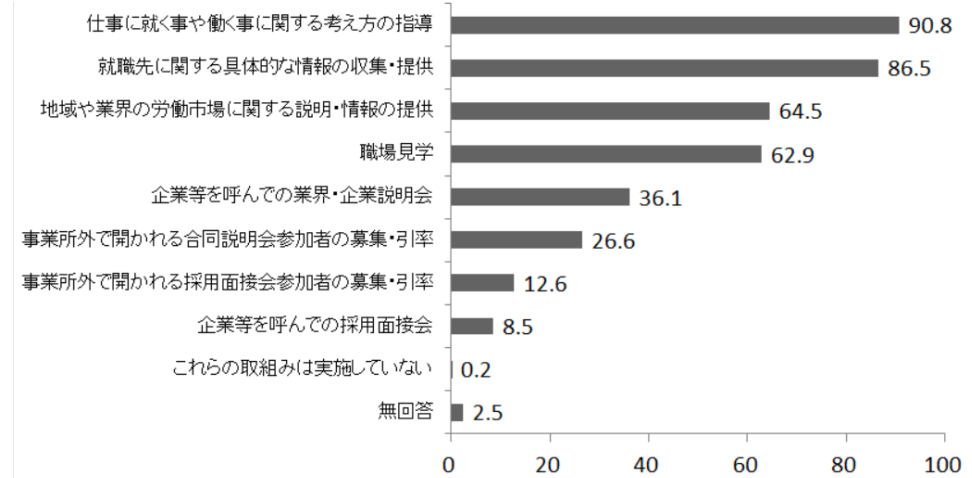
研究の方法

1. 求職者支援訓練を担当する民間の事業所(以下「機関」と記載)に対するアンケート調査の集計・分析。(平成24年11月実施。対象は平成24年4～9月の間に終了した求職者支援訓練を実施していた全機関。有効回答数1,376[有効回答率: 53.7%])。
2. 17機関に対するインタビュー調査(平成24年11月～平成25年3月)の実施。

主な事実発見

1. 求職者支援訓練は、より多くの職種に共通する基礎能力を習得するための「基礎コース」と、特定の職務に必要な実践能力を習得するための「実践コース」の2つのコースからなる。それぞれのコースの実施機関に、訓練の状況をたずねたところ、いずれも6～7割の実施機関が「訓練内容に対する受講者の評価は高い」と感じている。一方で、「実施のためのコストや労力について、事業所にとっての負担が大きい」、「訓練や就職支援のほか、生活全般への指導など受講者に対するきめ細かな働きかけの必要性が高い」といった課題を認識する機関も6～7割前後と多数を占める。
2. 求職者支援訓練で訓練中に行うこととされているキャリア・コンサルティングについては、73.8%の機関が、受講者1人当たり「3回」というケースが最も多いと回答している。また、訓練期間中に履歴書・エントリーシートの作成に関して行う指導の回数は、受講者1人当たり「3～5回」という機関が55.3%で最も多く、面接指導については、受講者1人当たり「1～2回」が44.9%、「3～5回」が46.6%となっている。受講者の就職支援の取組みとしては、「仕事に就く事や働く事に関する考え方の指導」を実施しているところが約9割と最も多く、同程度の回答割合で「就職先に関する具体的な情報の収集・提供」が続く(図表)。

図表 受講者の就職支援の取組み(複数回答、単位: %)



3. 基礎コースの就職実績は、機関内のキャリア・コンサルティングや就職支援の体制整備に関して、(1) キャリア・コンサルタントの研修参加や資格取得を奨励して専門性を高める、(2) キャリア・コンサルタントと講師がよく連携して情報交換する、(3) 必須のコンサルティングを就職支援責任者が行う、(4) 就職相談をしやすい体制を整備する、といった取組みを行っている機関において良かった。また、受講者に対し地域や業界の労働市場情報を的確に提供すること、職場見学を実施すること、面接指導を数多く行うこと、機関の外で開催される合同説明会参加者の募集・引率を行うことが、就職率の向上につながっていた。
4. 実践コースの就職実績向上に対しては、(1) キャリア・コンサルタントの研修参加や資格取得を奨励して専門性を高めること、(2) キャリア・コンサルティングを訓練の開始の序盤、中盤、終盤と一定の間隔をあけて行うこと、(3) 就職相談に訓練担当の講師がそのつど対応すること、(4) キャリア・コンサルタント以外のスタッフが就職支援に協力的であること、といった機関の取組みや状況が寄与している。
また、求人開拓を担当するスタッフを置くこと、機関の外で開催される合同説明会参加者の募集・引率を行うことといった取組みや、地域や業界の労働市場に関する説明・情報提供を行うといった取組み、履歴書・エントリーシートの作成や面接に関する指導を数多く行うことも、実践コースの就職実績の向上につながっている。

政策的インプリケーション

1. 受講者の就職実績を左右する取組みについての分析からは、キャリア・コンサルタントの能力を高めることが、最終的に就職状況の改善に寄与すると推測された。多くの訓練実施機関では登録キャリア・コンサルタントが相談支援を担っていると思われるが、登録キャリア・コンサルタントの訓練時間は短く、これを補うような研修機会の充実が求められる。
2. また同じく受講者の就職実績に関する分析からは、受講者に対し地域や業界の労働市場に関する説明や情報の提供を行うことも就職状況の改善に寄与することが推測される。機関がこうした労働市場情報を提供することの重要性について認識を深め、その提供を行うように促すとともに、ハローワークや労働局側も、各機関の訓練状況を理解した上で適宜情報を提供していくことが求められる。

(参考) 求職者支援制度利用者調査—訓練前調査・訓練後調査・追跡調査の3時点の縦断調査による検討

(平成27年12月 独立行政法人労働政策研究・研修機構 調査シリーズNo. 181)

研究の目的

本研究では、厚生労働省から要請を受けて、今後の制度見直し等の検討に資する基礎的な情報の収集・整理を行うことを目的とした。具体的には、①求職者支援制度利用者の属性を把握し、②求職者支援制度利用の前後で生じた変化を検討した。加えて、派生する目的として、より一般的に、職業訓練・給付金支給・就職支援（キャリア支援）の連携・統合による相乗効果について、職業訓練および就職支援の両面から検討を行うこととした。

研究の方法

本研究では、訓練前後のスキル面・意識面等の変化、訓練終了後一定期間を経た後の就職状況への影響などについて、幅広く情報収集するために、「訓練前調査」「訓練後調査」「追跡調査」の3回の調査を実施した。

訓練前調査（第1回調査）は、求職者支援訓練を受ける前に実施した。2012年9月に開講する求職者支援訓練を受講する全ての者（7,275名）を対象とし、支援指示を受ける日に各安定所で実施した。回収率は87.2%で6,347名が回答した。

訓練後調査（第2回調査）は、9月開講コースを受講した全ての者を対象とした。調査実施日は訓練終了後の最初の指定来所日で、各安定所で実施した。訓練前調査と訓練後調査は、各安定所で調査対象者固有の整理番号をふるることとし、後の分析で突合が可能となるようにした。訓練後調査の回答者は4,797名であった。

追跡調査（第3回調査）は、平成24年9月開講コース受講修了者で事後調査に回答した者のうち、追跡調査に回答することに同意した者を対象に実施した。調査票は2013年9月に送付され、10月末日までに返送された891名分を分析対象とした。ハローワークから直接、調査票を配布する手法を取ったため、追跡調査への協力である旨の同意書を提出した回答者を対象とした。なお追跡調査実施時点で、調査回答者は、既に一度は就職をした者、一度も就職をしていない者の2つに大きく分けられると想定されたので、既就職者用と未就職者用の2つの調査票を用意し、回答者には、該当する調査票に回答をするよう求めた。

主な事実発見

1. 利用者属性：調査時点（2012年時点）で女性が7割、男性が3割であり、概して30代では女性が、50～60代では男性が多かった。男性では30～40代の回答者の7割が配偶者や子供のいない単身者であった。女性は30代以降で配偶者がおらず子供がいる割合が約1/4程度あった。多変量

解析の結果、回答者は「親と同居する正規就労経験の乏しい若年者」「失業期間がやや長期にわたる独身男性」「正規就労経験が長く生計の担い手でもあった中高年の長期失業者」「配偶者あり子供ありの主婦層」の4つの類型に分類して考察することが可能であることが示された。

2. 職業訓練および就職支援：職業訓練期間は3～4か月未満が最も多く5割強であった。また、職業訓練受講給付金を受給した者は約5割であった。求職者支援制度を知った媒体で最も多かったのは「ハローワークのパンフレット等の広報」で4割強、以下、「ハローワーク職員に紹介された」が約3割強、「家族や友人・知人に勧められた」が3割弱であった。制度利用理由で最も多かったのは「職業訓練を無料で受けられる（技能や知識を修得することができる）」であり、約7割であった。訓練分野で最も多かったのは「介護福祉」で約1/4、次いで「基礎コース」「営業・販売・事務」がそれぞれ2割弱と続いていた。また、就職支援のうち、特に役立ったものとして、約6割弱が「履歴書の作成指導」「個別の職業相談（キャリア・コンサルティング）」「ジョブ・カードの作成の支援及び交付」を挙げていた。

表1 求職者支援訓練制度利用者の特徴

職業訓練期間	・調査時点（2013年9月）では「3～4か月未満」が最も多く5割強、次いで「5～6か月」が約3割。 ・女性は「3～4か月未満」の者が多く約6割強、男性は「5～6か月」の者が約4割。 ・年齢が高くなるにつれて「3～4か月未満」の者が多い。 ・世帯収入や世帯全体の金融資産が多いほど「3～4か月未満」の者が多かった。
職業訓練受講給付金	・事前審査の申請を行った者は約5割。 ・男性、配偶者なし子供あり、学歴低い、生計の主な担い手、収入・資産が少ない者で、給付金申請の割合が高い。
求職者支援制度を知った媒体	・最も多かったのは「ハローワークのパンフレット等の広報」で4割強、以下、「ハローワーク職員に紹介された」が約3割強、「家族や友人・知人に勧められた」が約3割弱。 ・「ハローワークのパンフレット等の広報」は、男性、40代、配偶者あり、学歴が高い、収入・資産が多い、直近まで正社員・契約社員・派遣社員、正規就労経験長い、最近の離職からの求職期間が3ヶ月～1年未満で多かった。 ・「家族や友人・知人に勧められた」は、女性、10～20代、中卒者、生計の担い手と同居、直近までパート・アルバイト、正社員経験少ない、最近の離職からの求職期間短い者が多かった。
制度利用の理由	・「職業訓練を無料で受けられる（技能や知識を修得することができる）」が最も多く約7割。以下、「ハローワークで就職支援を受けられること」8.6%、「キャリア・コンサルティングを受けられること」6.2%、「職業訓練受講給付金があること」5.0%と続いていた。 ・女性は職業訓練を受けられること、男性は給付金があることを理由とする割合が高かった。 ・年齢が高い、配偶者なし子供あり、学歴が低い、生計の担い手、収入が低い、生活保護受給者、給付金申請者は、「職業訓練を無料で受けられる」こと以外である割合が高く、より実際の就職に向けた就職支援などが制度理由となっていた。
受講した職業訓練分野	・最も多かったのは「介護福祉」で約1/4、次いで「基礎コース」「営業・販売・事務」がそれぞれ2割弱。 ・男性は10代では「医療事務」、20代では「IT分野」「クリエイター」、30代でも「IT分野」、「40代男性では特徴がなく、50代では「介護福祉」、60代では「基礎コース」が多かった。 ・女性は10～30代は「美容・美容」、40代～60代は「介護福祉」が多かった。 ・「介護福祉」は、子供がいる、高校卒・中学校卒、収入・資産が少なく、生活保護受給者、直近の就労形態がパート・アルバイトまたは自営業、求職期間長い、雇用保険には加入せず、給付金申請者などで多かった。 ・「基礎コース」は、中学校卒、生計の主な担い手と同居、収入低い、直近の就労形態がパート・アルバイト、非正規就労経験長いなどで多かった。

3. 訓練前後の変化：訓練後に「受講した訓練分野の仕事をこなす自信がついたか」について質問を行った結果、「やや自信がついた」と回答した者が約5割弱、次いで「かなり自信がついた」と回答した者が約1割であった。高齢者または若年、高校卒、正規就労経験年数なしの者、受講した訓練分野が「基礎コース」だった者で自信がついたと回答した割合が高かった。訓練前後の変化を検討した結果、「職業スキル」「生活スキル」「キャリア意識」「就職意識」のどの側面についても、基本的にはポジティブな方向に変化していた。総じて、これまで十分な職業スキルの蓄積の機会に恵まれなかった利用者層で、特定の業界の知識、ビジネスマナー、パソコンスキルといった基本的な職業スキル面での変化が大きかった。また、家族がおらず正規就労経験がない、失業等で収入がなく無業状態にあるなど、一時的に生活リズムが崩れやすい状況にあった回答者で、生活リズム面での変化が大きかった。職業スキル・生活スキルともに「基礎コース」で訓練前後の変化量が大きかった。

表2 訓練コース別にみた分野別の訓練前後の変化の違い

職業スキル (おもに仕事をこなす上で求められる事から)	IT分野 N=342	営業・ 販売・ 事務 N=497	医療 事務 N=400	介護 福祉 N=928	クリエイ・ デザイン N=358	理容・ 美容 N=315	基礎 コース N=673	その他 N=195	sig.
書類を書くこと	0.25	0.42	0.28	0.20	0.24	0.21	0.51	0.23	**
人前で話すこと	0.29	0.37	0.26	0.26	0.29	0.17	0.41	0.27	**
人を説得したり、交渉したりすること	0.24	0.35	0.29	0.22	0.24	0.16	0.41	0.31	**
人にサービスをすること	0.19	0.20	0.18	0.13	0.13	0.09	0.32	0.18	**
特定の業界の知識を用いること	0.37	0.42	0.61	0.45	0.33	0.41	0.53	0.36	**
ビジネスマナーを理解していること	0.42	0.66	0.53	0.42	0.39	0.38	0.80	0.41	**
作業に必要な道具、機材を選択すること	0.45	0.60	0.41	0.34	0.48	0.54	0.63	0.51	**
資料や道具の管理を行うこと	0.39	0.48	0.31	0.22	0.29	0.50	0.55	0.42	**
機械やパソコンの操作を行うこと	0.51	0.75	0.21	0.20	0.21	0.06	1.35	0.28	**
体系的にきつい仕事をする	0.30	0.22	0.27	0.14	0.10	0.21	0.36	0.29	**

※数値は訓練前後の差(訓練後の値-訓練前の値)。**は1%水準で、*は5%水準で統計的に有意な差がみられた箇所。
統計的に有意な差が示された項目に関して、最も値が大きい箇所に網かけ、最も値が小さい箇所に下線を付した。

生活スキル (おもに日常生活を送る上で求められる事から)	IT分野 N=342	営業・ 販売・ 事務 N=497	医療 事務 N=400	介護 福祉 N=928	クリエイ・ デザイン N=358	理容・ 美容 N=315	基礎 コース N=673	その他 N=195	sig.
朝、決まった時間に起きる	0.19	0.10	0.11	0.12	0.21	0.20	0.15	0.06	
時間を守る	0.07	0.10	0.13	0.06	0.12	0.11	0.14	0.01	
友達をつくる	0.23	0.21	0.23	0.16	0.21	0.11	0.29	0.14	*
自分の主張をきり言う	0.18	0.27	0.12	0.14	0.17	0.11	0.28	0.16	**
人と交渉する	0.22	0.26	0.17	0.17	0.18	0.18	0.34	0.17	**
自分の能力を正確に把握する	0.26	0.39	0.25	0.24	0.27	0.26	0.43	0.25	**
パソコンでメールのやりとりをする	0.28	0.40	0.16	0.15	0.15	0.04	0.30	0.09	**
自分の人生設計を立てる	0.28	0.31	0.23	0.23	0.25	0.17	0.42	0.24	**

※数値は訓練前後の差(訓練後の値-訓練前の値)。**は1%水準で、*は5%水準で統計的に有意な差がみられた箇所。
統計的に有意な差が示された項目に関して、最も値が大きい箇所に網かけ、最も値が小さい箇所に下線を付した。

4. 就職者の特徴：訓練終了後に就職先の条件が良くなった者は、女性、若年者、正規就労経験の短い者（または無い者）など、総じて訓練前にあまり良好な条件で働いていなかった可能性の高い者が多く含まれる利用者層で多かった。なお、追跡調査時点で一度でも就職している既就職者には、女性、子供あり、主な担い手と同居、本人収入多い、求職期間短い、訓練期間長い、介護福祉分野を受講などの特徴があった。

5. 自由記述結果：「求職者支援制度を利用して良かったこと」として、概してスキルアップできたとの回答が多かったが、パソコン関連の資格取得が希望職種への拡大につながっているという記述が寄せられた。また、給付金の受給によって余裕をもって訓練を受けられて安心できた、受講生どうしの交流や人間関係や仲間に満足した、訓練を受けることで自信がついた、キャリア・コンサルティング、マナーの授業が役だった、生活のリズムが規則正しくなった等の回答などもみられた。「求職者支援制度を利用して、もっとも大変だったこと」については、勉強が大変であり、課題が多い、資格試験の勉強との両立が大変などの回答が寄せられた。また、日常生活との両立についても回答が寄せられた。「求職者支援制度を利用して、もっとこうなればよかったこと」については、授業の内容、カリキュラム、講師・先生の質について要望が寄せられた。キャリア・コンサルティング、職業相談、就職支援なども増やしてほしいとの声が寄せられた。制度が多くの人に知られ、活用されれば良いとの回答もあった。

政策的インプリケーション

1. 求職者支援制度利用者の属性に応じた職業訓練について：職業訓練・就職支援・給付金支給の組み合わせによる求職者支援制度の利用者には、いくつかの類型が確認された。各類型には、それぞれ特徴や背景があり、そのため、より学習効果の高い訓練を提供しようとした場合には、各類型の特徴にそった形での訓練機会の提供を模索する可能性が示された。職業訓練の提供にあたって、その環境整備には多大な費用とリソースを要するため、軽々に訓練機会の拡大を言うことはできないが、長期的な検討課題として態様別の職業訓練といったテーマは、今後の公的な職業訓練（および就職支援）を拡大していく上で重要であることが示唆された。
2. 制度利用前後の肯定的な変化と「基礎コース」の職業訓練について：求職者支援制度利用の前後でおおむねポジティブな変化がみられており、少なくとも本人の意識面での短期的な変化については、おおむね良い効果が得られることが確認された。なかでも、おもにデータ入力や基本的なパソコン操作を中心とした訓練であるいわゆる「基礎コース」の受講者は、おおむねどのような側面においても訓練前後の変化量が大きかった。基礎コースは、就職に必要な基礎的なスキルが十分でないものを対象とした訓練であるが、それ故、短期間の訓練であっても一定以上の訓練効果がみられたものと推察される。また、関連する結果として、基礎コースの受講者を中心に、広く生活全般に関するスキル、どの職業にも共通する読み書き計算のような基礎スキル、対人コミュニケーションを含む対人スキル等も、訓練後、大きく向上していた。制度利用そのものが、職業訓練と同時にかなりの部分、有意義な就職支援・キャリア支援になりえていたことが示される。
3. 給付金支給の重要性について：給付金を受給した利用者は調査時点では約半数であり、制度利用目的が給付金であると回答した割合は約5%であった。一般に考えられるよりは、給付金を目的とした制度利用者は少なく、おおむね求職者支援制度の利用者は、職業訓練を受けて職業スキルを身につけることに動機づけられていた。ただし、給付金を受給した利用者の多くは、訓練や学習を安心して行える生活基盤・学習環境を提供するものとして、一定額以上の給付金があることを肯定的に捉えていた。給付金があることで、職業訓練に専心しうる環境整備がなされて訓練・学習の実効が上がるといった側面は、職業訓練+給付金支給+就職支援の三位一体の施策としての大きな特徴の1つとして示唆される。
4. より専門的な職業訓練および労働市場との連結について：求職者支援制度利用者には、一定の割合で、より高度で専門的な職業訓練を時間をかけて学びたかったというニーズが示された。制度利用者は多種多様となっているため、正規就労経験が豊富で就労に向けての基礎スキルは既に十分に習得している層も多分に含まれており、そうした対象層向けに、より高度で専門的な職業訓練の提供の可能性が模索される必要がある。なお、職業訓練に関する欧州先進各国での議論は、職業訓練に先立つキャリアガイダンスの重要性に関心を向けつつあるが、より高度な職業訓練を望む対象層に対して職業訓練に先立つキャリアガイダンスを行う際に、労働市場との結びつきを十分に意識した上で、より適切な訓練分野・訓練コースへ導いていくことの重要性は、今後、いっそう考えておくべき論点として示唆される。

（2）教育訓練給付、求職者支援制度の効果検証とその在り方

雇用保険部会報告（令和4年1月7日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会取りまとめ）

2 教育訓練給付について

- 今後、教育訓練給付については、その制度周知を図り制度利用を促進するとともに、指定講座については、オンライン・土日開催を進めるなど利用しやすい環境整備を図るほか、市場ニーズ、雇用の安定性、労働条件向上の効果などをもとにその内容の充実を図り、教育訓練支援給付金の指定講座の偏りの是正を図るべきである。
なお、この点に関して、労働者代表委員及び使用者代表委員から、指定講座の見直しに当たっては具体的な指標に基づき検討されるべきである旨の意見があった。
- ただし、雇用保険制度は、失業に際して生活の安定を図りつつ、再就職に向けた支援を行うことを最も基本的な目的としているものであることにかんがみれば、教育訓練給付についても職業能力の向上を通じて失業予防・早期再就職を図るという制度趣旨に沿って運営される必要があり、受給者の動向を確認するために行っている受給者アンケートの見直し等も検討しつつ再就職後の定着率などの効果検証をしっかりと行い、更なる制度改善につなげるべきである。（略）
- ただし、同給付金（注：教育訓練支援給付金）は支給期間も長期にわたることや、制度利用の前提となる専門実践教育訓練給付の指定講座及び実際の利用者に偏りがある現状にかんがみ、費用対効果の観点も踏まえつつ、専門実践教育訓練の対象資格の取得状況や受講後の労働条件、雇用継続・再就職状況の面から効果検証を行い、指定講座の偏りを含め、しかるべき制度改善につなげるべきである。

3 求職者支援制度について

- その上で、職業訓練受講給付金の水準等の制度の枠組みは維持しつつ、当面、まずはこれまで以上に多様な周知媒体を活用する等により、制度利用の周知を図りつつ、利用者が大幅に増加しない要因について不断に調査・検証するとともに、就職率や職場定着といった効果検証を行うべきである。

《1～3 共通事項》

- 上記1～3に述べた各給付については、制度利用のボトルネックや制度趣旨に沿った効果を上げているかを含めて、令和4年度に効果検証を行い、その結果を踏まえて必要な見直しを検討すべきである。
この点に関連して、使用者代表委員からは、給付面の対応については財源確保と同時に検討されるべき旨の意見があった。また、労働者代表委員からは、不断に制度の見直しと充実を図っていくことが重要との意見があった。

教育訓練給付

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

教育訓練給付の意義

平成10年雇用保険法改正により、新たに「自ら職業に関する教育訓練を受けた場合」を保険事故とした上で、その場合における労働者の雇用の安定及び就職の促進を図ることを目的とした教育訓練給付を創設。

<改正の背景>

- 産業構造の変化、**企業の高付加価値化・新分野転換等**に伴い、これまで以上に高度で幅広い職業能力が求められている中で、企業内職業訓練に対する支援や公共職業訓練の充実等が図られてきたが、多様な職業能力の開発は**画一的・一方的な教育訓練**だけでは行うことが難しく、**労働者個々人の選択と主体的な取組**という手法が加わることによって初めて十分になし得るもの。
- また、産業間・企業間の労働移動が増加し、**企業における実力重視の傾向も強まり**を見せている中で、労働者の雇用の安定、就職の促進等を図る上で、**労働者個々人による主体的な職業能力開発が重要不可欠な意味を有する**ようになり、また、それに対する**労働者自身のニーズも急速に高まっている**。
- こうして、**労働者個々人の主体的な職業能力開発の促進は、労働者に共通の雇用上の課題**として認識されるに至り、**被保険者としての個々の労働者に共通して発生する雇用に関する問題（リスク）**に対処する仕組みである**失業等給付により措置**することが必要かつ適当な状況が生じた。
- 労働者が主体的な職業能力開発を行う場合の障害として最も多いのが時間面の制約と費用面の制約であることを踏まえ、労働者が主体的に職業能力開発を行った場合に、自ら負担した職業能力開発に係る費用の一部を支給する教育訓練給付が失業等給付として創設されることとなった。

教育訓練給付の概要

労働者が、主体的に厚生労働大臣が指定する(4月、10月の年2回)教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付（2014年10月制度開始） ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	特定一般教育訓練給付（2019年10月制度開始） ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	一般教育訓練給付（1998年12月制度開始） ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象＞
給付内容	○ 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給。	○ 受講費用の40%（上限20万円）を受講修了後に支給。	○ 受講費用の20%（上限10万円）を受講修了後に支給。
支給要件	在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）		
対象講座数	2,627講座（2022年4月時点） 累計新規指定講座数 4,441講座 ※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数	557講座（2022年4月時点）	11,378講座（2022年4月時点）
受給者数	34,835人（2021年度実績）／135,681人（制度開始～2021年度） ※いずれも初回受給者数であり速報値	2,407人（2021年度実績）※速報値	89,458人（2021年度実績）※速報値
対象講座指定要件（講座の内容に関する主なもの）	次の①～⑦のタイプのいずれかに該当し（【】内は講座期間・時間要件）、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。 ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上（看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等） 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間（法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定制制により訓練期間が4年となるものを含む※5）】 ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム※5 就職・在職率の実績が一定以上（商業実務、経理・簿記等）【2年（キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満）】 ③ 専門職大学院（MBA等）【2年以内（資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間）】 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム（子育て女性のリカレント課程、経営等）※1 就職・在職率（正社員等にあっては、就職・在職率及び定員充足率）の実績が一定以上 【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：時間が120時間以上かつ期間が2年以内】 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上（ITSSレベル3以上、情報処理安全確保支援士等）※2 【時間が120時間以上（ITSSレベル相当4以上のものに限り30時間以上※3）かつ期間が2年以内】 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座（AI、IoT等）※4【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率の実績が一定以上 ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程※5 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 【専門職大学・学科：4年、専門職短期大学・学科：3年以内】 ※1：2016年4月から適用 ※2：2016年10月から適用 ※3：2017年10月から適用 ※4：2018年4月から適用 ※5：2019年4月から適用	次の①～③のタイプのいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。 ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上（介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む） ※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。 ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITSSレベル2以上（120時間未満のITSSレベル3を含む）） 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 ※ 専門実践教育訓練の⑤に該当するものを除く。 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 就職・在職率の実績が一定以上 ※ 専門実践教育訓練の②・④に該当するものを除く。 ※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。 ※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。 ・ 通学制：期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・ 通信制：3か月以上1年以内	次の①又は②のタイプのいずれかに該当する教育訓練を指定。 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等） ※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。 ※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。 ・ 通学制：期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・ 通信制：3か月以上1年以内 指定講座例 ○ 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等） ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係（同行援助従事者研修等） ○ 専門的サービス関係（社会保険労務士、税理士等） ○ 情報関係（プログラミング、CAD、ウェブデザイン等） ○ 事務関係（簿記、英語検定等） ○ 営業・販売・サービス関係（宅建物取引主任者等） ○ 技術関係（建築施工管理技士検定、電気主任技術者等） ○ 製造関係（技能検定等） ○ その他（大学院修士課程等）

専門実践教育訓練給付等の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(令和6年度末までの暫定措置)

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,627講座(令和4年4月1日時点) ※以下①～⑦は当該講座数の内訳

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,614講座
例)介護福祉士、看護師等

②専修学校の職業実践専門課程およびキャリア形成促進プログラム

講座数:672講座
例)商業実務、衛生関係等

③専門職学位課程

講座数:93講座
例)教職大学院、法科大学院等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:153講座
例)特別の課程(保健) 特別の課程(社会科学・社会)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:3講座
例)情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数:92講座
例)AI、データサイエンス、セキュリティ等

⑦専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程

講座数:0講座

教育訓練給付に係る制度変遷

	平成15年改正以前 (H10.12創設)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成19年改正 (同年10月施行)	平成26年改正 (同年10月施行)	平成29年改正 (平成30年1月施行)	平成31年省令改正 (同年10月施行)
給付率	80% ※要件期間5年以上 ※上限20万円 (H10.12～) 上限30万円 (H13.1～)	20～40% ※具体的な給付率： 要件期間3～5年： 20% 要件期間5年以上： 40% ※上限： 要件期間3～5年： 10万円 要件期間5年以上： 20万円	20% ※要件期間3年以上 (初回に限り1年) ※上限：10万円	一般教育訓練 給付金 20% ※同左	一般教育訓練 給付金 20% ※同左	一般教育訓練 給付金 20% ※同左
				専門実践 教育訓練給付金 60% ※要件期間10年以上 (初回に限り2年) ※給付率：最大60% (上限年48万円)	専門実践 教育訓練給付金 70% ※要件期間3年以上 (初回に限り2年) ※給付率：最大70% (上限年56万円)	特定一般 教育訓練給付金 40% ※要件期間3年以上 (初回に限り1年) ※上限：20万 専門実践 教育訓練給付金 70% ※同左

29

専門実践教育訓練給付等に係る制度変遷

	平成26年改正 (同年10月施行)	平成29年改正 (平成30年 1 月施行)
給付率	専門実践 教育訓練給付金 60% ※ 要件期間10年以上 (初回に限り 2 年) ※ 給付率：最大60% (上限年48万円)	専門実践 教育訓練給付金 <u>70%</u> ※ 要件期間<u>3</u>年以上 (初回に限り 2 年) ※ 給付率：最大<u>70</u>% (上限年<u>56</u>万円)
	教育訓練支援給付金 50% ※基本手当日額に対する割合 ※平成30年度末までの暫定措置	教育訓練支援給付金 <u>80%</u> ※同左 ※<u>令和3年度末まで</u>暫定措置延長

※教育訓練支援給付金については、令和 4 年改正により、令和 6 年度末まで暫定措置を延長。

教育訓練給付の支給状況①

【一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成23年度	122,248 (△ 1.5)	54,003	68,245	4,526,558 (△ 1.1)	2,326,712	2,199,846
平成24年度	130,218 (6.5)	59,204	71,014	4,569,985 (1.0)	2,434,366	2,135,620
平成25年度	135,944 (4.4)	63,038	72,906	4,639,246 (1.5)	2,550,540	2,088,705
平成26年度	121,056 (△11.0)	60,227	60,829	4,487,765 (△ 3.3)	2,577,275	1,910,490
平成27年度	120,117 (△ 0.8)	59,954	60,163	4,439,910 (△ 1.1)	2,569,652	1,870,257
平成28年度	111,790 (△ 6.9)	55,870	55,920	4,229,898 (△ 4.7)	2,381,110	1,848,788
平成29年度	99,978 (△10.6)	51,488	48,490	3,807,560 (△10.0)	2,206,492	1,601,068
平成30年度	92,571 (△ 7.4)	49,005	43,566	3,479,143 (△ 8.6)	2,114,151	1,364,992
令和元年度	90,776 (△ 1.9)	49,397	41,379	3,515,524 (10.5)	2,171,196	1,344,328
令和2年度	89,011 (△ 1.9)	51,198	37,813	3,423,119 (△ 2.6)	2,216,784	1,206,334
令和3年度	89,458 (0.5)	50,293	39,165	3,404,769 (△ 0.5)	2,166,580	1,238,188

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)令和3年度については速報値であり、変更があり得る。

【特定一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
令和元年度	126 -	99	27	12,314 -	11,089	1,225
令和2年度	1,647 (1207.1)	876	771	111,091 (802.2)	76,588	34,503
令和3年度	2,407 (46.1)	1,261	1,146	164,359 (47.9)	107,890	56,468

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)特定一般教育訓練給付は令和元年10月施行。

(注4)令和3年度については速報値であり、変更があり得る。

教育訓練給付の支給状況②

【専門実践教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者数			支給金額					
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女			
平成27年度	5,867	－	2,706	3,161	6,640	－	3,045	3,595	1,157,988	－	596,326	561,662
平成28年度	9,630	(64.1)	3,820	5,810	20,874	(214.4)	8,842	12,032	2,853,065	(146.4)	1,353,656	1,499,408
平成29年度	13,229	(37.4)	4,877	8,352	38,781	(85.8)	15,217	23,564	4,933,337	(72.9)	2,200,394	2,732,944
平成30年度	19,465	(47.1)	7,094	12,371	58,486	(50.8)	21,402	37,084	8,089,014	(64.0)	3,305,555	4,783,459
令和元年度	23,251	(19.5)	8,274	14,977	71,648	(22.5)	25,491	46,157	10,348,718	(27.9)	4,083,537	6,265,181
令和２年度	29,404	(26.5)	10,169	19,235	80,517	(12.4)	27,882	52,635	11,614,829	(12.2)	4,596,769	7,018,060
令和３年度	34,835	(18.5)	11,767	23,068	91,063	(13.1)	30,509	60,554	12,816,851	(10.3)	5,056,147	7,760,705

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)専門実践教育訓練給付は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を60%→70%に上げている。

(注5)令和3年度については速報値であり、変更があり得る。

教育訓練給付の支給状況③

【教育訓練支援給付金・年度別】

	初回受給者数			受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成27年度	1,587 –	577	1,010	4,766 –	1,769	2,997	607,363 –	238,282	369,081
平成28年度	2,632 (65.8)	918	1,714	15,963 (234.9)	5,684	10,279	2,150,565 (254.1)	810,297	1,340,268
平成29年度	3,015 (14.6)	934	2,081	27,342 (71.3)	9,240	18,102	3,807,247 (77.0)	1,360,183	2,447,065
平成30年度	2,891 (▲ 4.1)	841	2,050	32,869 (20.2)	10,195	22,674	5,325,763 (39.9)	1,743,682	3,582,082
令和元年度	3,524 (21.9)	1,009	2,515	35,378 (7.6)	10,184	25,194	7,188,787 (35.0)	2,206,789	4,981,998
令和2年度	3,530 (0.2)	1,051	2,479	37,113 (4.9)	10,473	26,640	8,546,630 (18.9)	2,567,904	5,978,726
令和3年度	3,661 (3.7)	1,059	2,602	40,688 (9.6)	11,284	29,404	9,451,970 (10.6)	2,801,465	6,650,505

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

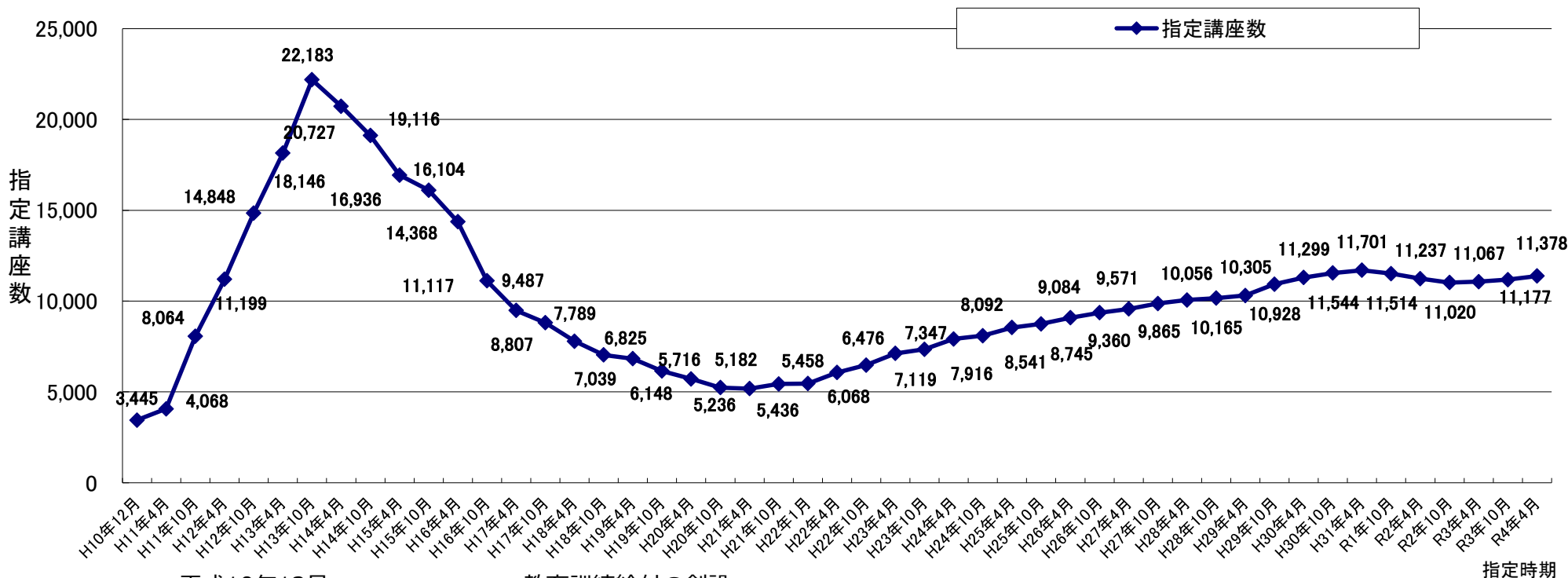
(注3)教育訓練支援給付金は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を50%→80%に上げている。

教育訓練給付制度の経緯等

教育訓練給付の創設（平成10年12月）～一般教育訓練～

教育訓練給付制度（一般教育訓練）経緯年表（R4.4.1現在）



- 平成10年12月
- 平成11年6月
- 平成13年9月～平成13年11月

教育訓練給付の創設

指定基準改正：大学院修士課程（夜間、通信課程）を指定対象に追加

講座内容の見直し：高等教育普通課程以上の内容を指定対象に

英語講座見直し：英検準2級、TOEIC470点以上→英検準1級、TOEIC650点以上へ

大学院課程の指定範囲拡大：夜間開講要件の撤廃等

- 平成14年11月
- 平成15年11月
- 平成18年4月
- 平成21年4月

OA関係講座見直し：MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）一般→上級以上へ

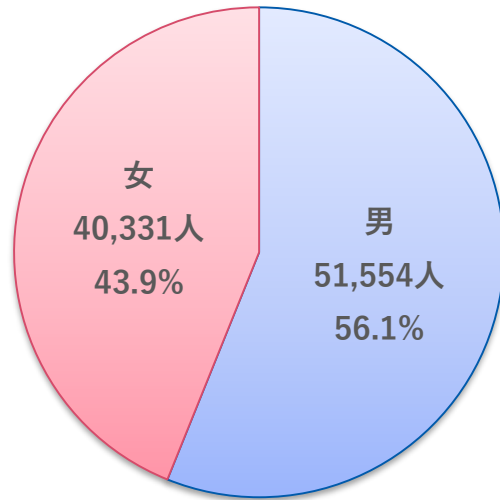
指定基準改正：販売活動の適正化、受講料設定の適正化、目標資格の受験状況・結果の把握

語学講座見直し：英語以外の語学講座→英検2級相当以上へ

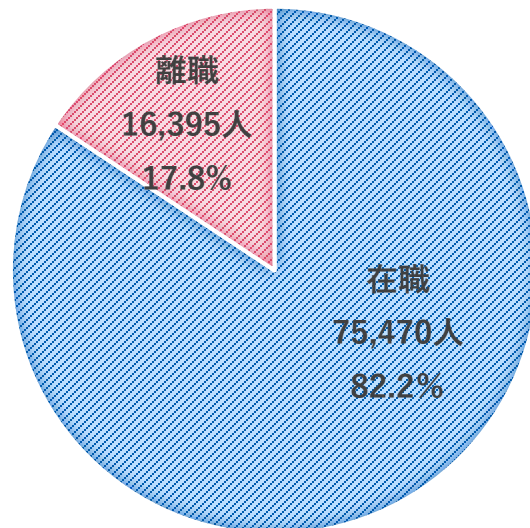
指定基準改正：公的職業資格について基準の緩和（下限の撤廃、上限2年→3年へ）

令和3年度の一般教育訓練給付の受給者の属性

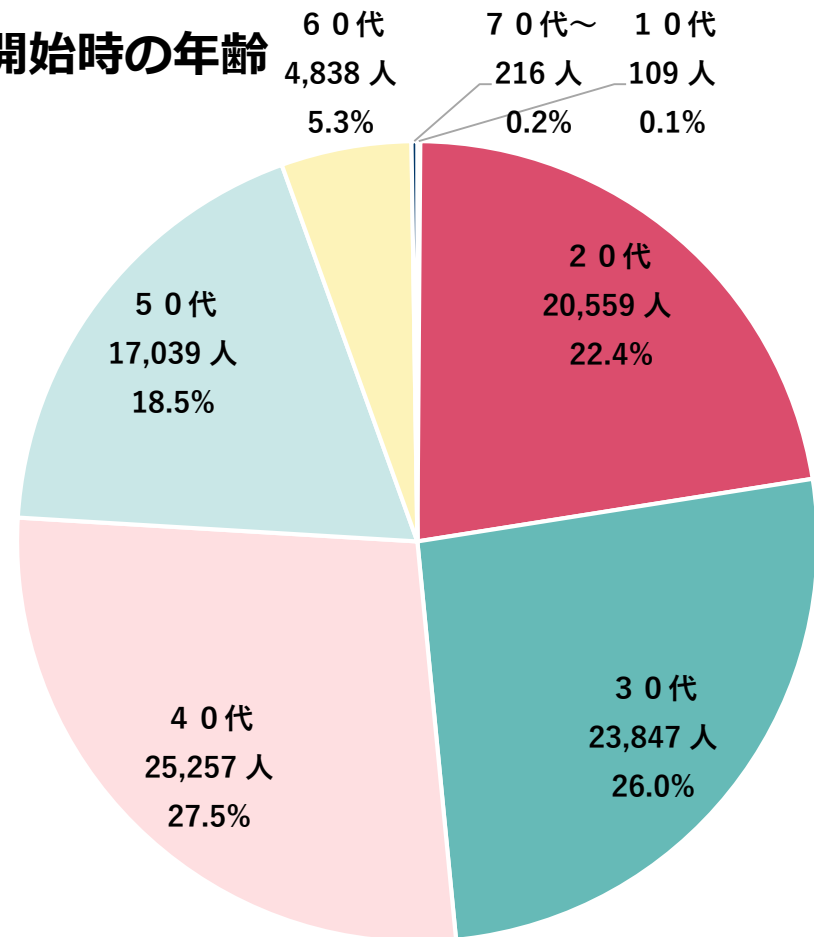
性別



受講開始時の就業状況



受講開始時の年齢



※ このデータは、令和3年度末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として特別集計したものを含む。また、速報値であり、今後変更があり得る。

一般教育訓練給付（通学制）受給者の主な受講内容

直近3か年度の状況を見ると、輸送・機械運転関係（大型自動車運転免許等）の受講を受けている受給者が多いほか、事務関係（TOEIC等）の講座を受けている受給者が増えている。

主な訓練内容別受給者数（通学制）

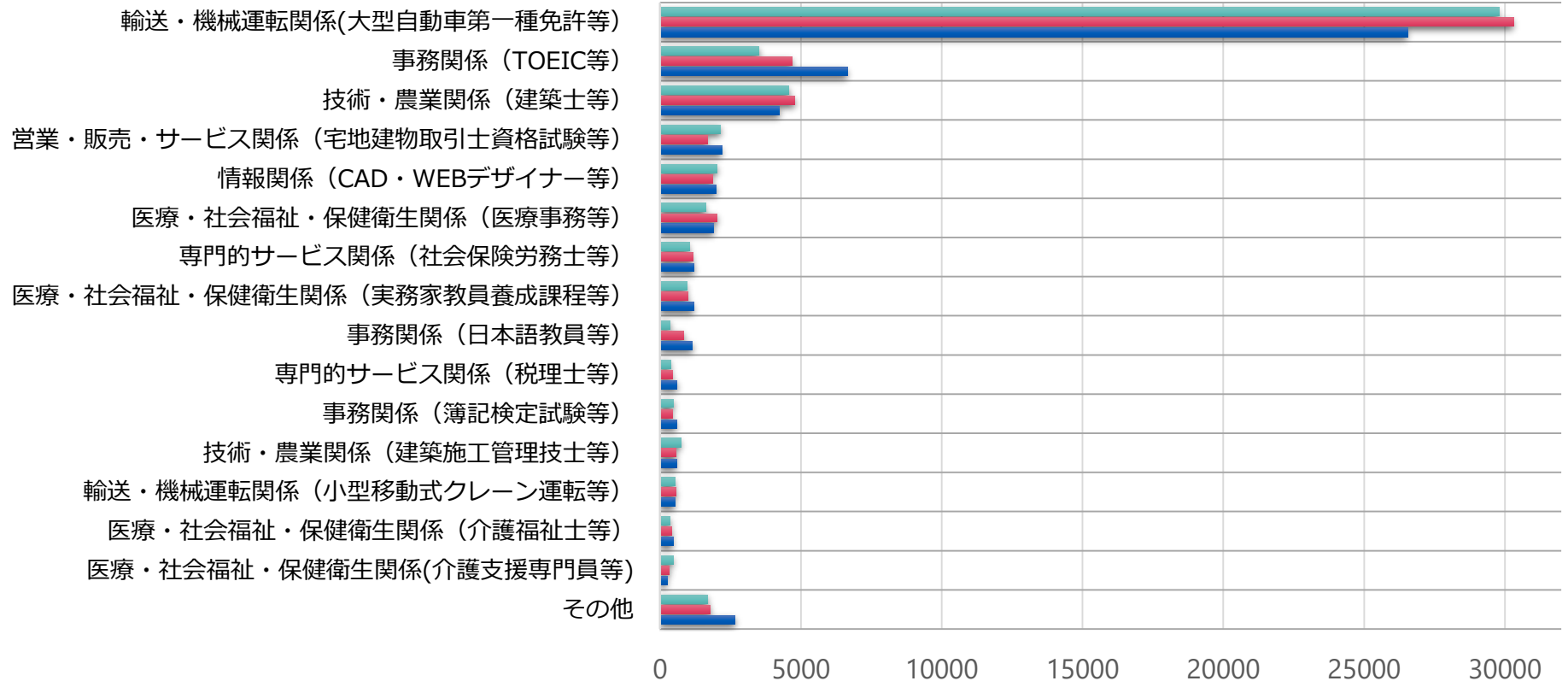
（訓練内容）

（人）

令和3年度（N=50,679）

令和2年度（N=52,919）

令和元年度（N=52,767）



※ 一般教育訓練（通学制・特定一般含む）給付受給者のうち受給者の多い順から15コースを抽出し、それ以外を「その他」としてまとめている。

※ このデータは、各年度末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し、特別集計したもの。各年度の総数は他の業務統計と一致しない。

※ 「その他」は、行政書士、ソムリエ呼称資格認定試験、保育士など。

※ 令和3年度については速報値であり、今後変更があり得る。

一般教育訓練給付（通信制）受給者の主な受講内容

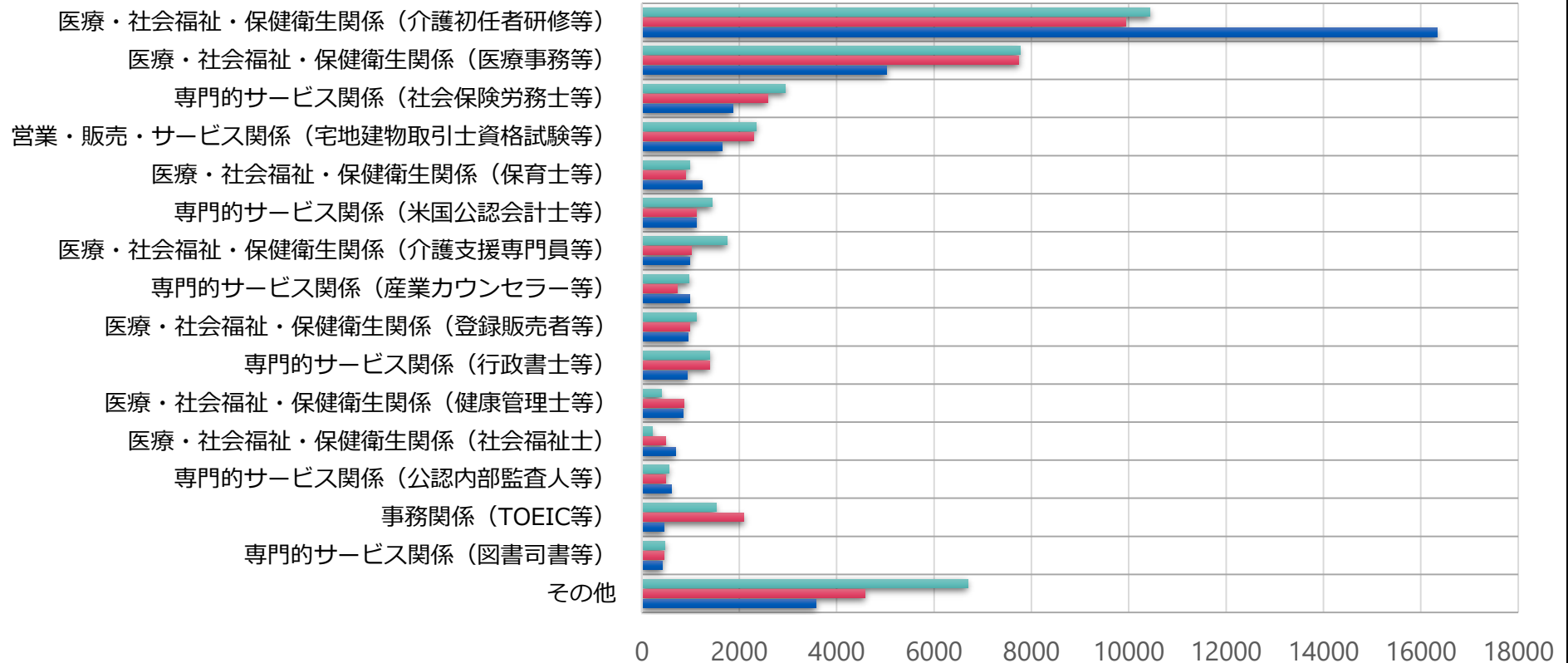
直近3か年度の状況を見ると、医療事務等の医療・社会福祉・保健衛生関係の受給者が多いほか、専門的サービス関係（社会保険労務士等）の講座を受けている受給者が増えている。

主な訓練内容別受給者数（通信制）

（訓練内容）

（人）

令和3年度（N=41,132） 令和2年度（N=37,681） 令和元年度（N=37,697）



※ 一般教育訓練（通信制・特定一般含む）給付受給者のうち受給者の多い順から15コースを抽出し、それ以外を「その他」としてまとめている。

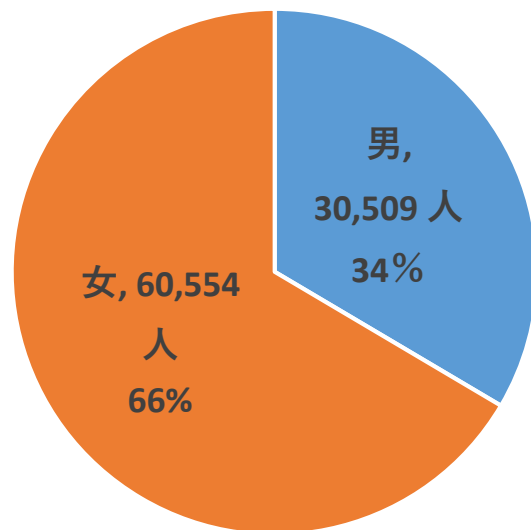
※ このデータは、各年度末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し、特別集計したもの。各年度の総数は他の業務統計と一致しない。

※ 「その他」は、マンション管理士、税理士、電気主任技術者試験など。

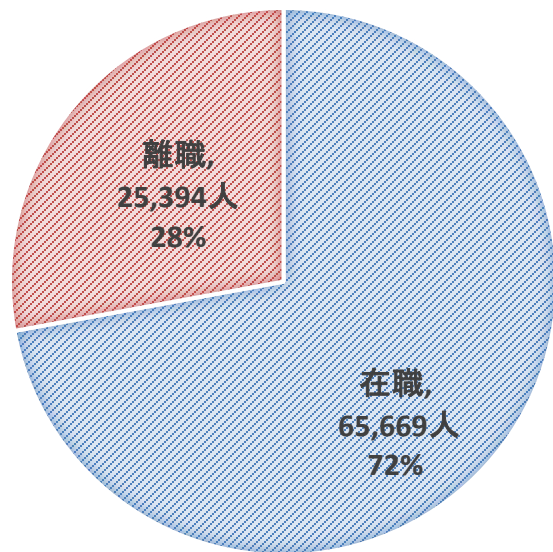
※ 令和3年度については速報値であり、今後変更があり得る。

令和3年度の専門実践教育訓練給付の受給者の属性

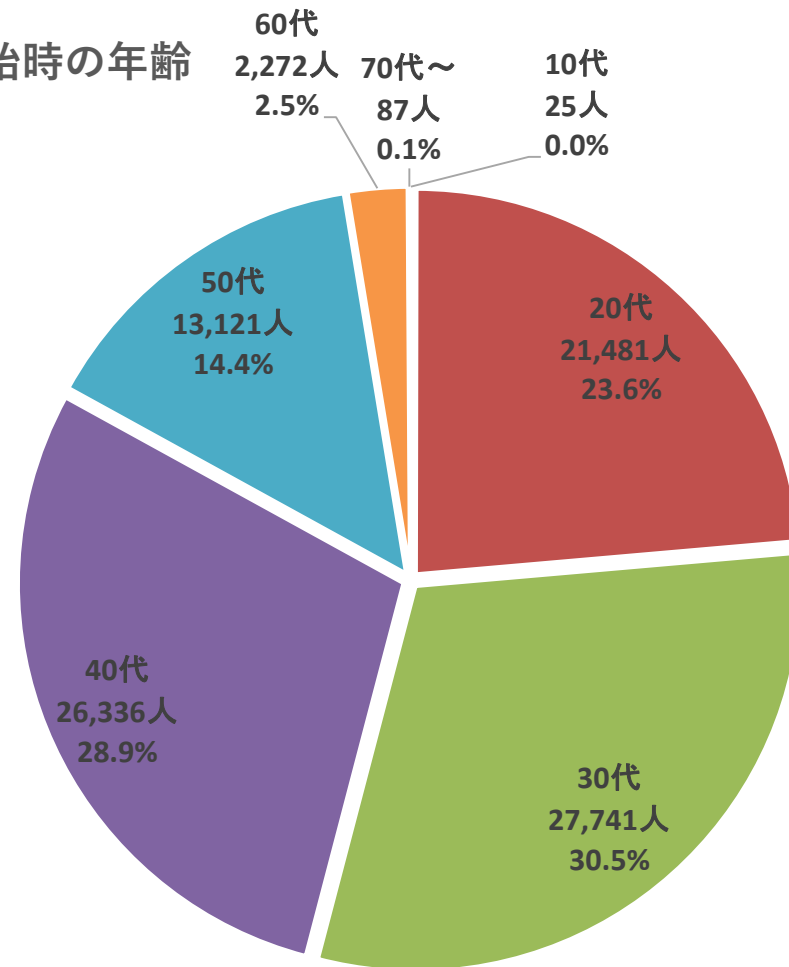
性別



受講開始時の就職状況



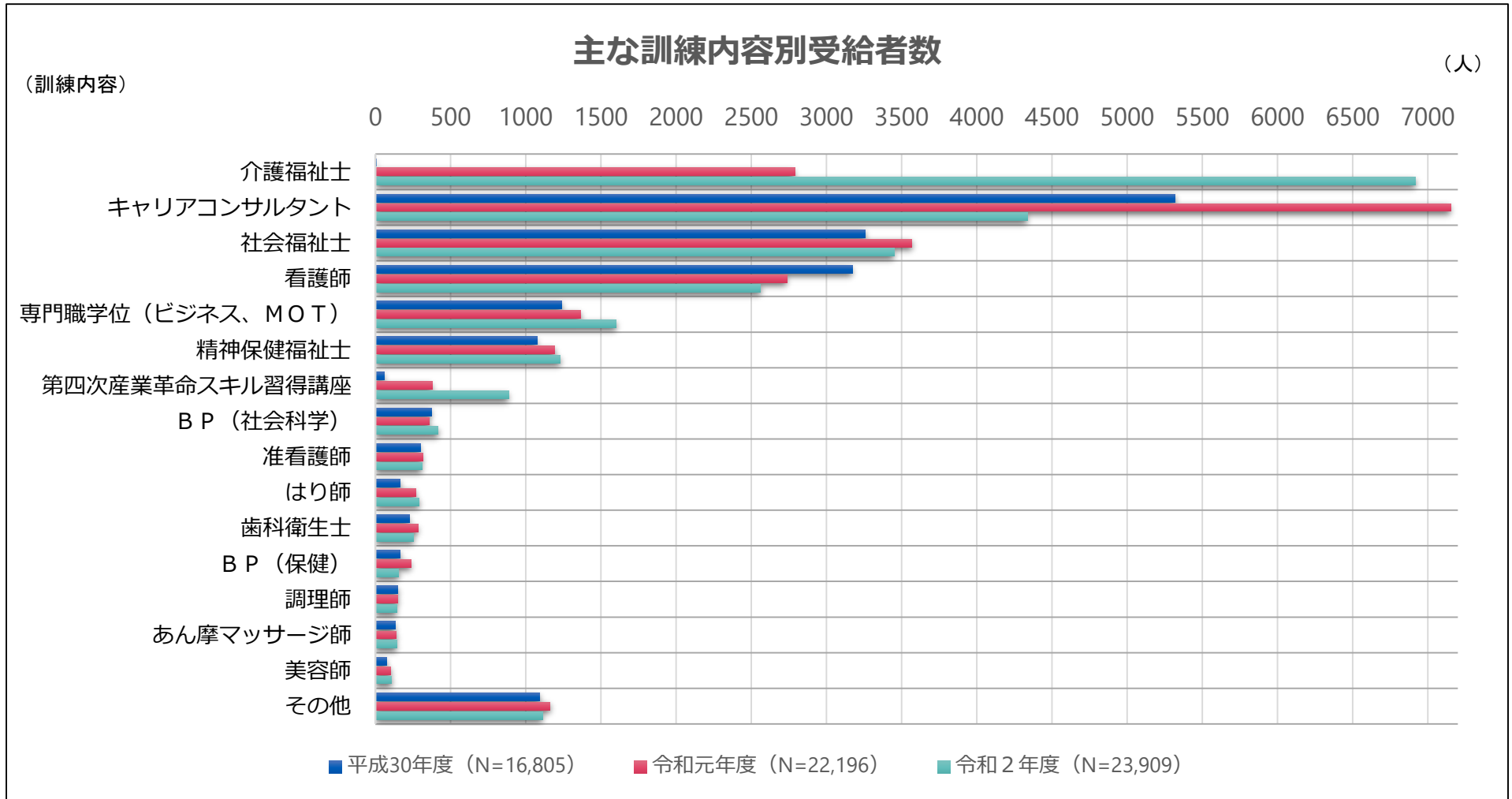
受講開始時の年齢



※ このデータは、令和4年6月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として特別集計したものを含む。また、速報値であり、今後変更があり得る。

専門実践教育訓練給付受給者の主な受講内容

直近3か年度の状況を見ると、福祉系やキャリアコンサルタント等の幅広い資格の受講者が多いほか、専門職学位(ビジネス、MOT)、第四次産業革命スキル習得講座等の件数が伸びている。



※ 専門実践教育訓練給付受給者のうち教育訓練支援給付金受給者を除いた受給者の多い順から15コースを抽出し、それ以外を「その他」としてまとめている。

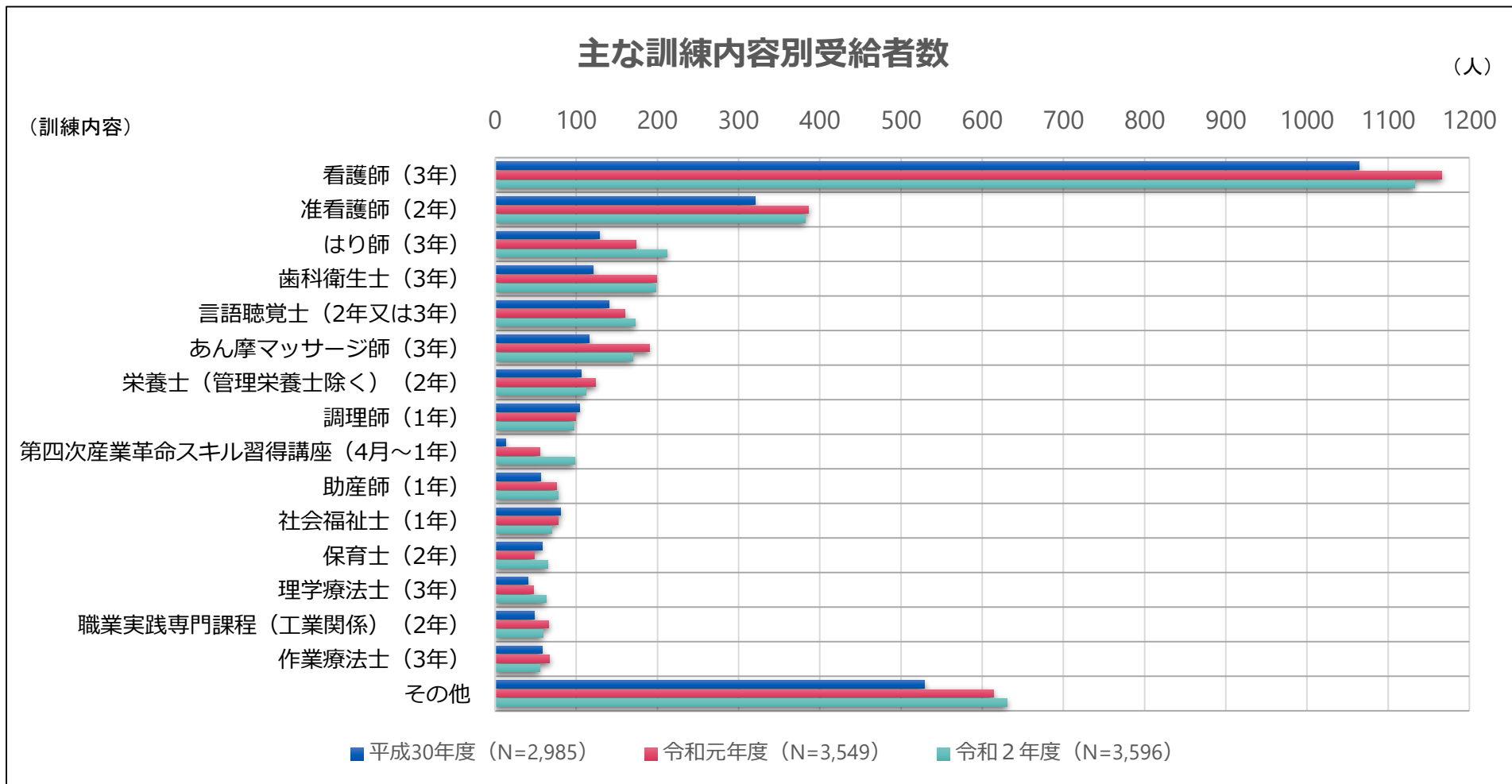
※ このデータは、令和3年6月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し、特別集計したもの。各年度の総数は他の業務統計と一致しない。

※ 「BP」とは、Brush up Program for professional(職業実践力育成プログラム)の略。BP(社会科学)は経営マネジメントコースなど、BP(保健)は認定看護師コースなど。

※ 「その他」は、柔道整復師、言語聴覚士、職業実践専門課程(土木・建築)、専門職学位(会計)、作業療法士など。

教育訓練支援給付金受給者の主な受講内容

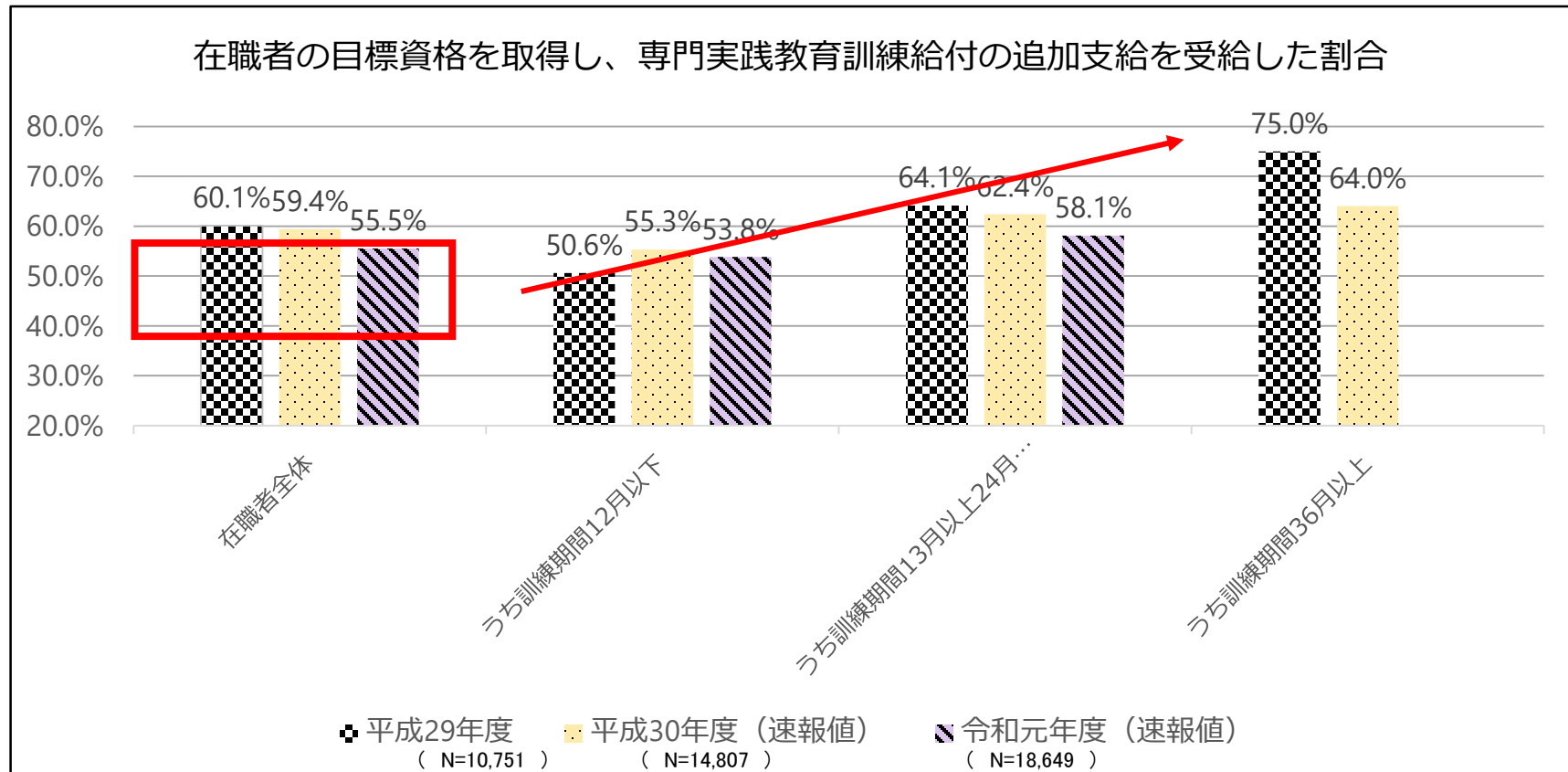
直近3か年度の状況を見ると、各年度とも看護師・准看護師が全体の約40%以上を占めているなど、2年以上の長期の訓練の受講者が多い。



※ 専門実践教育訓練給付受給者のうち教育訓練支援給付金受給者の多い順から15コース(全体の約8割)について抽出し、それ以外を「その他」としてまとめている。
 ※ このデータは、令和3年6月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し、特別集計したもの。各年度の総数は他の業務統計と一致しない。
 ※ 職業実践専門課程(工業関係)の主な訓練内容は、ゲームプログラム・CGアニメーション・Webプログラムなど。
 ※ 訓練内容の()カッコ書きは、訓練期間。
 ※ 「その他」は、柔道整復師、保健師、美容師、専門職学位(法科大学院)、職業実践専門課程(商業実務(例:税理など))など。

専門実践教育訓練受給者(在職者)の状況(受講結果)

在職中に専門実践教育訓練を受講した者のうち受講修了後に目標とする資格等を取得した者の状況を調査した結果、概ね60%となっており、長期の訓練を受講した者ほどその割合は高くなっている。



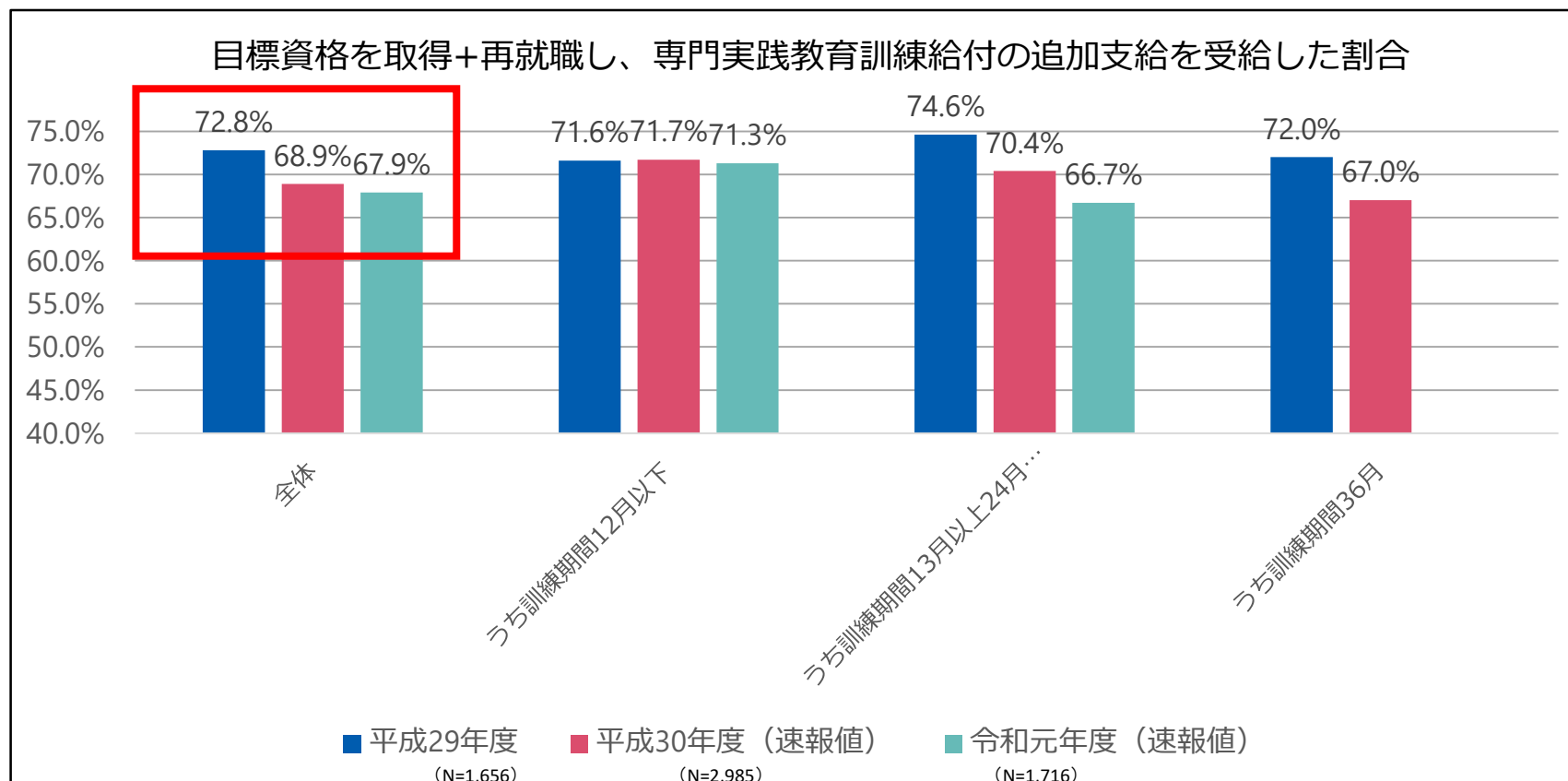
※1 平成30年度のうち訓練期間36月以上のコースは、受講修了後の経過期間が短く今後変動があり得るため速報値としている。

※2 令和元年度については、訓練期間36月以上のコースは訓練受講中のため調査から除いており、また訓練期間1年以上24か月以下のコースは受講修了後の経過期間が短く今後変動があり得るため速報値としている。

※3 このデータは令和3年9月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し特別集計したもの。

教育訓練支援給付金受給者の状況(受講結果)

当該給付金が若年離職者の中長期的キャリア形成の支援を目的としていることに鑑み、教育訓練の受講修了後に目標とする資格等を取得し、かつ再就職した者の状況を調査した結果、当該給付金受給者のうち概ね70%程度となっている。



- ※1 平成29年度及び平成30年度の教育訓練支援給付金受給者が受講した講座において、訓練期間が24月の次は36月しかないため「うち訓練期間36月」としている。
- ※2 平成30年度について、訓練期間36月のコースが受講修了後の経過期間が1年未満であり今後変動があり得るため速報値としている。
- ※3 令和元年度については、訓練期間13月以上24月以下のコースが受講修了後の経過期間が1年未満であり今後変動があり得るため速報値としており、また訓練期間36月のコースの受講者は訓練が終了していないため除いて算出している。
- ※4 このデータは令和3年9月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し特別集計したもの。

教育訓練支援給付金受給者の受講後の状況

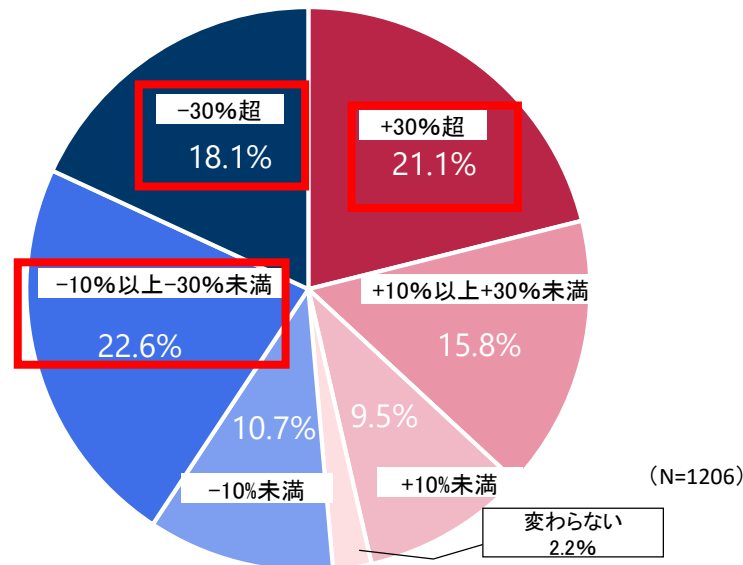
(サンプル調査の概要)

- 平成29年度に受講開始した者のうち、教育訓練支援給付金を受給した1,656人について、目標資格等を取得し、かつ受講修了後1年以内に再就職した者(専門実践教育訓練給付金の20%追加支給受給者)=1,206人の再就職後の賃金の状況と就職日の1年後の就業継続状況を調査。

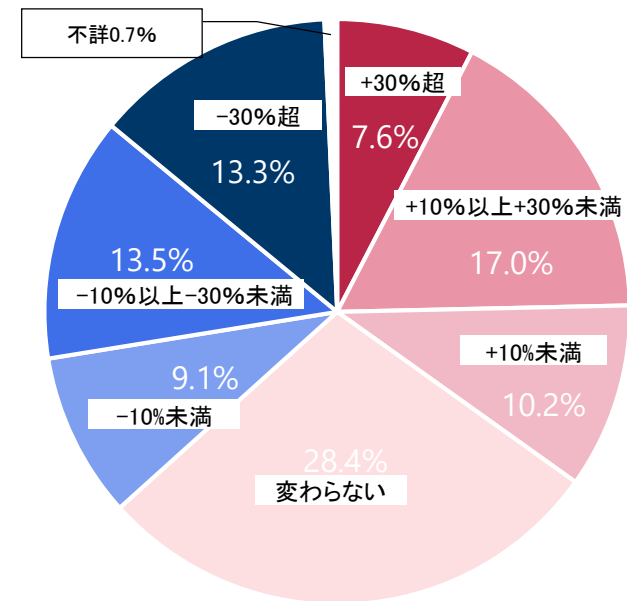
(目標資格等の取得後の就職で賃金が増減した者の割合)

雇用動向調査における転職入職者の賃金変動状況と比較すると、教育訓練支援給付金受給者の方が、30%以上の賃金の増となる者の割合が大きい一方で、10%以上の割合で賃金の減少となる者の割合も大きい。

受給者全体



参考：2020年転職入職者の賃金変動状況（雇用動向調査）



※教育訓練支援給付金の支給における離職時賃金と再就職時の資格取得届における賃金額による比較。

離職時賃金には所定外も含まれることに留意。

※「変わらない」は、増減割合が±1%未満の範囲としている。

※雇用動向調査(2020年)のデータより厚生労働省職業安定局雇用保険課にて作成。

このうち就職日の1年後も就業継続している者※の割合 = 84.5%

※最初の就職後、1年経過日の被保険者資格取得状態を調査。

なお、就職後に被保険者資格の喪失と新たな取得が生じている場合、両者の間隔が30日未満の場合は継続しているものとみなしている。

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（1）人への投資と分配

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。

こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。あわせて、多様な人材の一人一人が持つ潜在力を十分に発揮できるよう、年齢や性別、正規雇用・非正規雇用といった雇用形態にかかわらず、能力開発やセーフティネットを利用でき、自分の意思で仕事を選択可能で、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を進める。

（人的資本投資）

（略）

あわせて、社会全体で学び直し（リカレント教育）を促進するための環境を整備する。学び直しによる成果の可視化と適切な評価、学び直し成果を活用したキャリアアップや兼業・副業の促進、学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。

以上の人的投資に取り組む中で、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、人への投資や強力な就職支援を通じて円滑な労働移動を図り、成長分野等における労働需要に対応する。（略）

I. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

（２）スキルアップを通じた労働移動の円滑化

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

（リカレントの推進）

- ・教育訓練給付でのデジタル分野講座の充実のため、2022年度に関係府省間で連携して講座指定手続を簡素化するとともに、デジタル技術の進展を踏まえた職業訓練のデジタル関連分野への重点化を行う。
- ・労働者の主体的な学びなおしをやすくするため、教育訓練給付制度におけるオンラインや土日・夜間の講座を増やすとともに、デジタル人材育成プラットフォームポータルサイト等との連携により教育訓練給付の対象講座の情報発信を強化する。
- ・公的職業訓練について、2022年度に、デジタル等の人材ニーズに即した訓練コースを設定するとともに、ITリテラシーを有する人材を育成するための職業訓練を行う。また、効果的に職業訓練を実施するため、職業訓練でVR等ICT機器を積極的に活用する。

規制改革実施計画（令和４年６月７日 閣議決定）抄

II 実施事項

5. 個別分野の取組

<人への投資>

（４）個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	多様な働き手の長期的なキャリア形成に向けた能力開発支援	c 厚生労働省は、教育訓練給付制度について、雇用保険制度で実施している趣旨や給付の効果、受給者のニーズ等を踏まえ、必要な検証・検討を行う。 d 厚生労働省は、これまで雇用保険制度においてキャリア形成支援施策を行ってきたが、多様な働き方が普及する中、フリーランス等雇用保険に加入できない働き方を選択する人が支援策の対象とならない制度上の限界を踏まえ、多様な働き手に対するキャリア形成支援について既存制度の利用を促進するとともに、支援の在り方について検討を行う。	c,d：令和４年度検討開始	厚生労働省

人への投資について

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）

第3章 取り組む施策

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

（1）民間部門における分配強化に向けた強力な支援

② 労働移動の円滑化・人材育成の強力な推進

企業の成長と給与の引上げを両立する鍵は「人」であり、「人」への投資である。働き手がデジタルなどの新しい時代のスキルを身につけられるよう、「人」への投資を抜本的に強化するために今回の経済対策を含め、3年間で4,000億円の予算を大胆に投入する施策パッケージを講じる。

まずは、正規雇用・非正規雇用を問わず、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働移動やステップアップを強力に支援するため、求職者支援制度やトライアル雇用助成金等の拡充、民間派遣会社を通じたITスキル等の研修・紹介予定派遣等を行うほか、人材開発支援助成金やキャリアアップ助成金において企業等の民間ニーズを把握しながらデジタル人材育成の強化等を行う。

あわせて、デジタル・グリーンなど成長分野を支える人材の確保・育成や学び直しを支援するため、大学等のリカレント教育や職業訓練の拡充などに取り組む。企業の人的投資を促進するため、企業の非財務情報開示の充実等に取り組むとともに、中小企業等の人材やその伴走支援に関わる人材の確保・育成の支援を行う。

第207回臨時国会岸田総理所信表明演説（令和3年12月6日）

付加価値を創出し、経済的豊かさや力強さをもたらす原動力は、「人」です。人への投資を積極化させるため、3年間で4,000億円規模の施策パッケージを新たに創設します。

「人への投資」パッケージ

人材育成の強化のため、非正規雇用労働者のキャリアアップ、リカレント教育など生涯にわたる能力発揮の促進、成長分野等への円滑な労働移動の支援などを含め、3年間で4,000億円規模のパッケージを創設し、民間ニーズを反映しつつ、取り組んで行く。

【令和3年度補正予算：1,156億円】

- **コロナ禍での非正規雇用労働者等の労働移動支援事業【558億円】**
 - ・民間派遣会社を通じた簡単なトレーニング（ITスキル等）・紹介予定派遣による就職支援
 - ・求職者支援制度やトライアル雇用助成金の拡充
- **デジタル人材育成【348億円】**
 - ・人材開発支援助成金（事業主が行う職業訓練の経費等を助成）について、一定のIT訓練を高率助成に位置付け
 - ・上記の他、「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」（文科省）、「地域デジタル人材育成・確保推進事業」（経産省）等を実施
- **非正規雇用労働者のキャリアアップ【251億円】**
 - ・キャリアアップ助成金（労働者を正社員化した場合等に助成）について、人材開発支援助成金において高助成率とする一定のIT訓練等を経た場合に助成額の上乗せ等を実施

【令和4年度当初予算：1,019億円】

既存予算の枠組みを活用し、民間からの提案を反映して取り組む

- **デジタルなど成長分野を支える人材育成の強化【504億円】**
 - ・人材開発支援助成金について、「人への投資促進コース」を新設し、デジタル人材を育成するための訓練を高率助成として支援等
- **非正規雇用労働者のキャリアアップ【268億円】**
 - ・キャリアアップ助成金について、上記の「人への投資促進コース」の訓練修了後に正社員化した場合に助成額を加算
- **リカレント教育など生涯にわたる能力発揮の促進【96億円】**
 - ・教育訓練給付について、デジタル・グリーン等の成長分野の対象講座を拡充
- **成長分野などへの労働移動の円滑化支援【150億円】**
 - ・特定求職者雇用開発助成金について、デジタル・グリーン等の成長分野への労働移動を円滑に進めるため、高額助成を実施

【令和5～6年度：1,000億円程度×2年】

- **民間からの提案を踏まえ、引き続き、（労働保険特別会計において）各種施策を実施**

雇用調整助成金、休業支援金・給付金

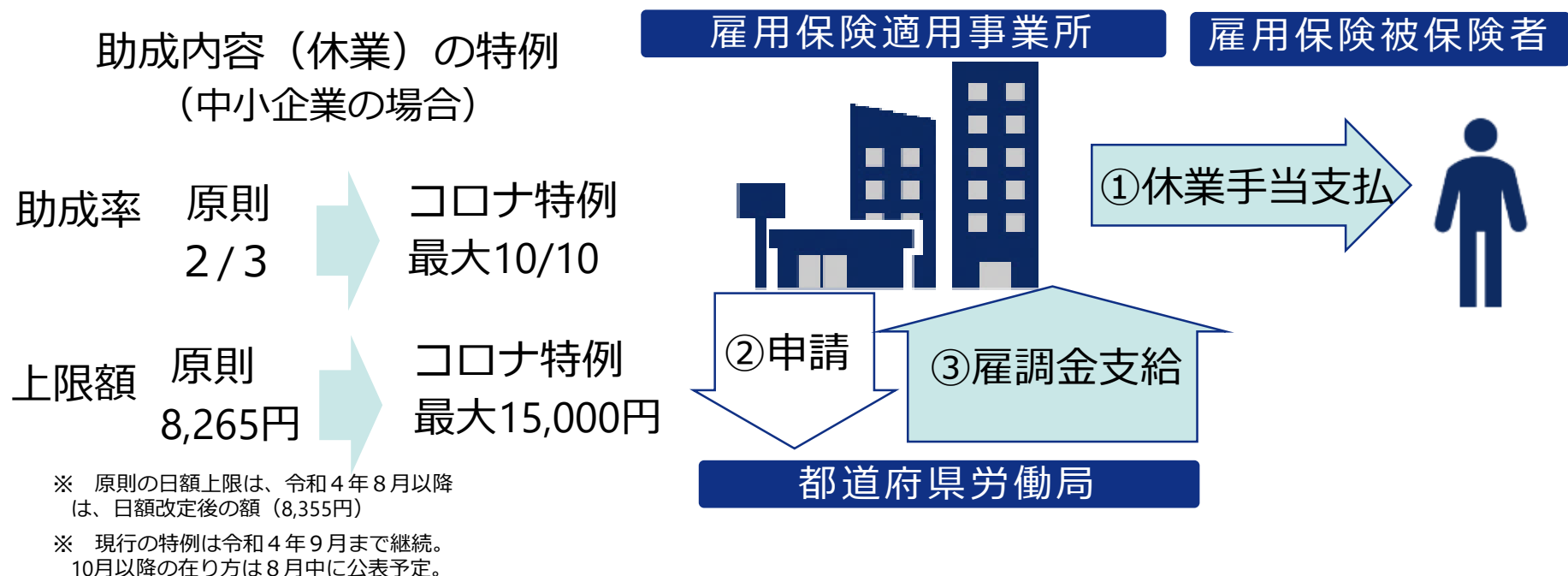
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用調整助成金の概要

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度。（財源は雇用保険二事業）



【支給対象事業主】 雇用保険適用事業所（労働者を雇用する事業は業種等を問わず適用）

【支給対象労働者】 雇用保険被保険者（週20時間以上かつ31日以上継続雇用見込みの者）

【要件】 当該事業主の生産指標の最近1か月間の値が前年、前々年又は3年前同期比あるいは直近12か月の任意の月との比較で5%以上低下。（コロナ特例による要件緩和中。）

【支給実績】 令和2年1月のコロナ特例開始以降、累計5兆9,052億円※（令和4年7月15日現在）

※ 緊急雇用安定助成金を含む

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

		令和4年 3～6月	令和4年 7～9月
中小企業	原則的な特例措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		令和4年 3～6月	令和4年 7～9月
中小企業	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円(※6)
	地域特例(※7)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業(※4)	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円(※6)
	地域特例(※7)	8割 11,000円	8割 11,000円

(※1)原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※3)令和4年1月以降は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円(8月以降は8,355円))との均衡を考慮して設定。

(※6)8月以降の上限額は8,355円。

(※7)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※2)。

なお、上限額については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の対応

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年5月1日～12月31日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年1月1日～2月28日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年3月1日～9月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	同左	同左
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下	同左	同左
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象	同左	同左
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例の対象(注2) 中小・大企業 4/5 (10/10)	同左	同左
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,265円(注3)	休業・教育訓練の助成額の上限額 13,500円 ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 15,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 11,000円 ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 15,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 9,000円 ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左	同左
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃	同左	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間(別枠扱い)	同左	同左
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)	同左	同左
残業相殺	残業相殺 停止	同左	同左
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 中小・大企業 4/5 (10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	同左	同左
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内	同左	同左

(累計実績)・支給申請件数(7/15) 6,872,769件
・支給決定件数(7/15) 6,816,013件
・支給決定金額(7/15) 5兆9,052億円

(参考) リーマンショック時の特例措置の主な内容 ※雇用保険被保険者のみ対象
・助成率：中小企業8/10(解雇等なし9/10)、大企業2/3(解雇等なし3/4)
・上限額：雇用保険の基本手当当日額の最高額(現在8,265円)(注3)

※ 助成率における()は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。

【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(注1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(注2) 特に業況が厳しい全国の事業主(令和4年1月以降の休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少。なお令和4年4月以降は毎月業況を確認)。

(注3) 令和4年8月以降の上限額は8,355円

雇用調整助成金の支給状況について

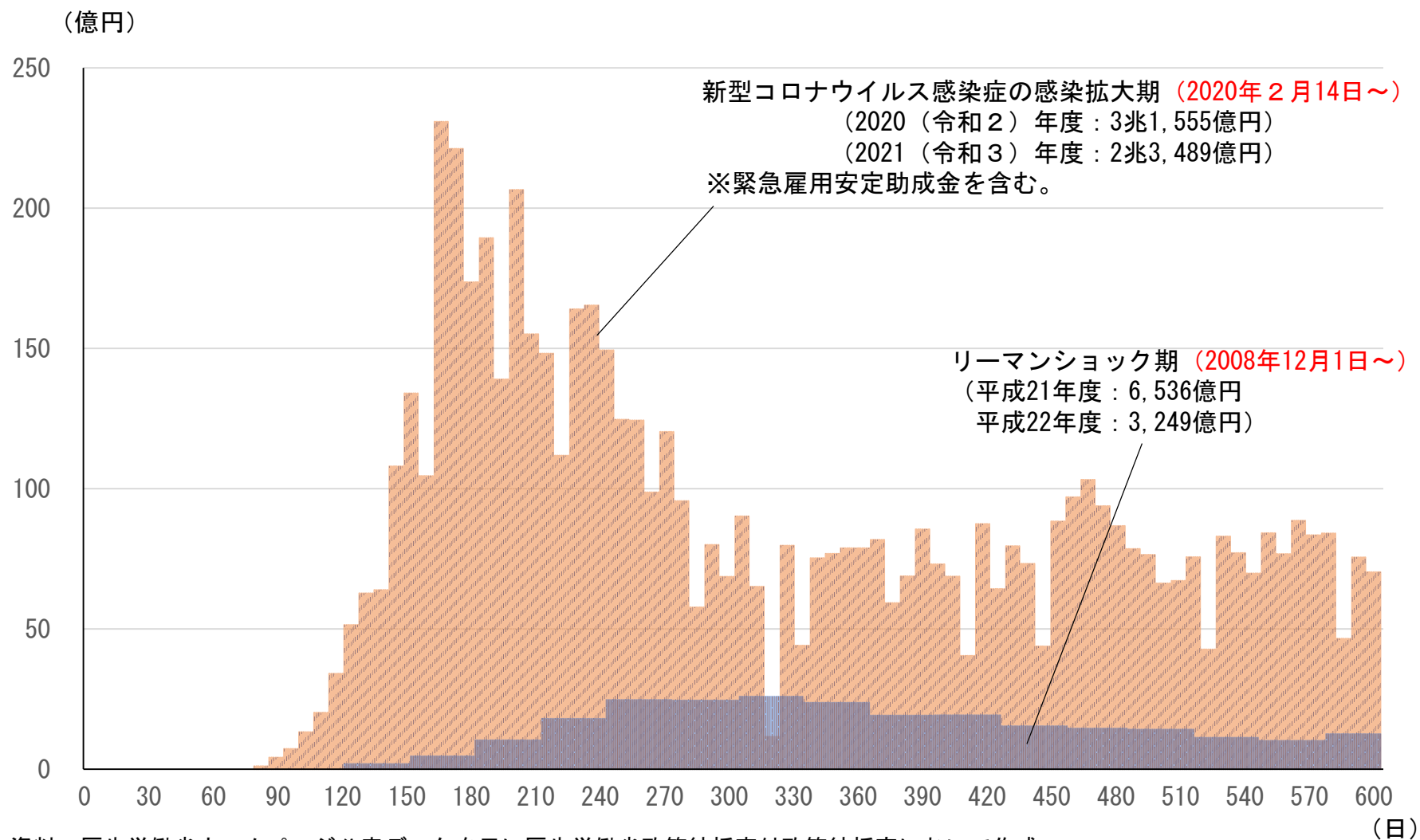
- ◆ 令和2年度決算額及び令和3年度財源確保額：5兆5,931億円（うち雇用調整助成金：5兆713億円、緊急雇用安定助成金：5,218億円）
 ◆ 令和4年度財源確保額：1兆1,434億円（うち雇用調整助成金：1兆344億円、緊急雇用安定助成金：1,090億円）

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～2/18	-	5,893,937(1,372,655)	-	5,839,950(1,355,814)	-	53,723(4,047)
2/19～2/25	40,255(8,542)	5,934,192(1,381,197)	35,763(7,792)	5,875,713(1,363,606)	188(15)	53,912(4,062)
2/26～3/4	64,205(14,148)	5,998,397(1,395,345)	45,462(9,940)	5,921,175(1,373,546)	252(16)	54,163(4,078)
3/5～3/11	55,115(12,647)	6,053,512(1,407,992)	50,807(11,228)	5,971,982(1,384,774)	278(20)	54,441(4,098)
3/12～3/18	50,949(12,262)	6,104,461(1,420,254)	50,185(11,851)	6,022,167(1,396,625)	268(22)	54,710(4,120)
3/19～3/25	42,395(9,845)	6,146,856(1,430,099)	38,233(8,829)	6,060,400(1,405,454)	197(17)	54,906(4,136)
3/26～3/31	52,652(11,946)	6,199,508(1,442,045)	33,548(7,573)	6,093,948(1,413,027)	138(9)	55,044(4,145)
4/1～4/8	69,985(16,726)	6,269,493(1,458,771)	56,088(13,183)	6,150,036(1,426,210)	365(41)	55,409(4,186)
4/9～4/15	50,330(12,018)	6,319,823(1,470,789)	53,200(12,637)	6,203,236(1,438,847)	271(25)	55,680(4,211)
4/16～4/22	50,018(12,027)	6,369,841(1,482,816)	56,974(13,236)	6,260,210(1,452,083)	269(26)	55,949(4,238)
4/23～4/29	47,424(11,036)	6,417,265(1,493,582)	44,335(10,616)	6,304,545(1,462,699)	287(30)	56,235(4,267)
4/30～5/6	30,011(7,106)	6,447,276(1,500,958)	22,617(5,496)	6,327,162(1,468,195)	122(11)	56,358(4,279)
5/7～5/13	55,396(12,739)	6,502,672(1,513,697)	53,075(12,961)	6,380,237(1,481,156)	313(30)	56,671(4,309)
5/14～5/20	46,121(10,263)	6,548,793(1,523,960)	53,977(12,533)	6,434,214(1,493,689)	284(33)	56,955(4,342)
5/21～5/27	45,152(9,797)	6,593,945(1,533,757)	54,027(11,579)	6,488,241(1,505,268)	324(32)	57,279(4,374)
5/28～6/3	55,480(12,458)	6,649,425(1,546,215)	53,599(11,568)	6,541,840(1,516,836)	300(29)	57,579(4,403)
6/4～6/10	38,560(7,689)	6,687,985(1,553,904)	51,478(10,883)	6,593,318(1,527,719)	301(28)	57,880(4,431)
6/11～6/17	35,463(7,198)	6,723,448(1,561,102)	50,752(10,484)	6,644,070(1,538,203)	280(25)	58,159(4,455)
6/18～6/24	33,452(6,614)	6,756,900(1,567,716)	43,355(8,744)	6,687,425(1,546,947)	215(19)	58,374(4,474)
6/25～7/1	44,756(8,367)	6,801,656(1,576,083)	42,897(8,408)	6,730,322(1,555,355)	221(15)	58,595(4,489)
7/2～7/8	38,069(7,268)	6,839,725(1,583,351)	43,339(7,718)	6,773,661(1,563,073)	238(15)	58,833(4,504)
7/9～7/15	33,044	6,872,769	42,352	6,816,013	218	59,052
うち雇用調整助成金	27,161	5,283,535	34,579	5,245,167	206	54,535
うち緊急雇用安定助成金	5,883	1,589,234	7,773	1,570,846	13	4,517

注1）全ての計数は緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数） 令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）

注2）財源確保に当たっては雇用助成内における移流用等により事業実施に支障がないよう対応。

雇用調整助成金等の支給実績（リーマンショック時との比較）



資料：厚生労働省ホームページ公表データを元に厚生労働省政策統括官付政策統括室において作成

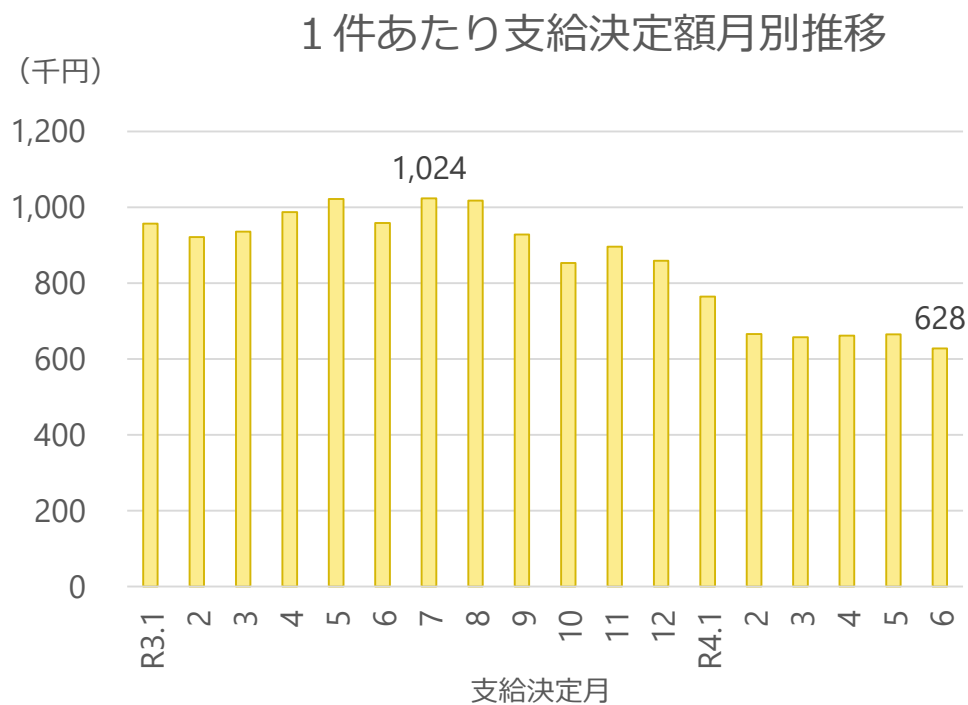
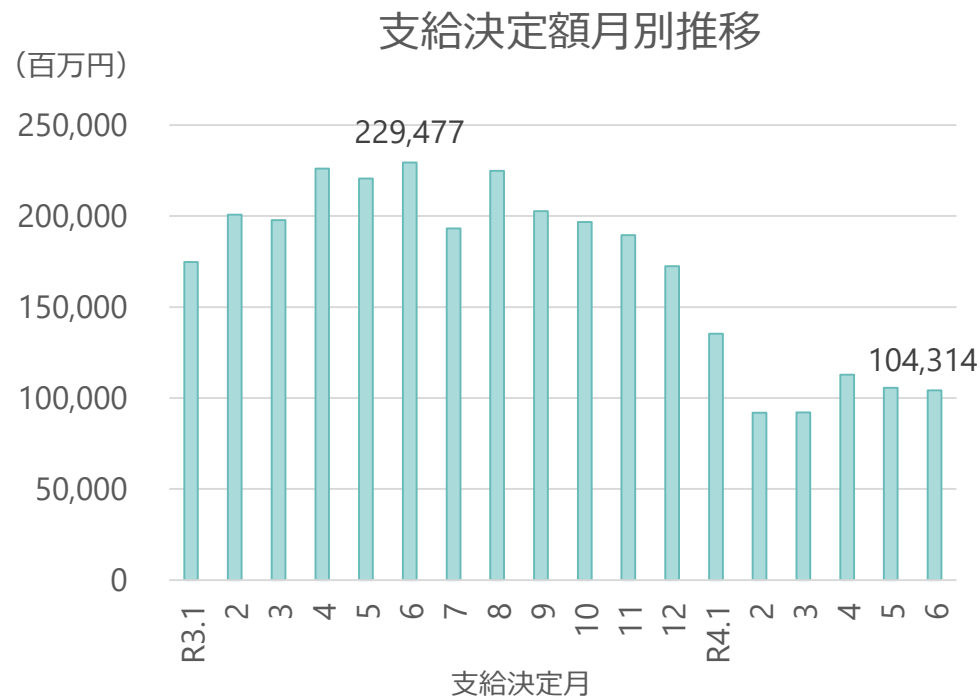
注1 感染拡大期は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の合計額である。

2 感染拡大期は、支給決定額を、リーマンショック期は支給額を記載している。

3 始点は特例給付の開始時点。

雇用調整助成金の支給状況推移

- 雇用調整助成金の支給決定額は令和3年夏以降、減少傾向にある。1件あたりの支給決定額も減少傾向にある。



注1 支給決定額は、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む。

雇用調整助成金の支給決定額が多い主な業種（中分類）

- コロナ禍の累計支給決定額上位業種の中心はサービス関連であり、従来の不況期における製造業を中心とした業種と違いが見られる。
- 1件あたりの支給決定額の上位は、必ずしも累計支給決定額の上位と一致していない。累計支給決定額の大きい業種は飲食店、宿泊業だが、1件あたり支給決定額でみると大分類：運輸業に属する業種が大きい。

累計支給決定額

順位	産業分類（中分類）	支給決定額 (百万円)
1	飲食店	579,697
2	宿泊業	355,898
3	道路旅客運送業	276,117
4	その他の事業サービス業	225,110
5	輸送用機械器具製造業	214,424

注1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和4年6月末までの支給決定分を集計したものの。コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む。

注2 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている。

1件あたり支給決定額

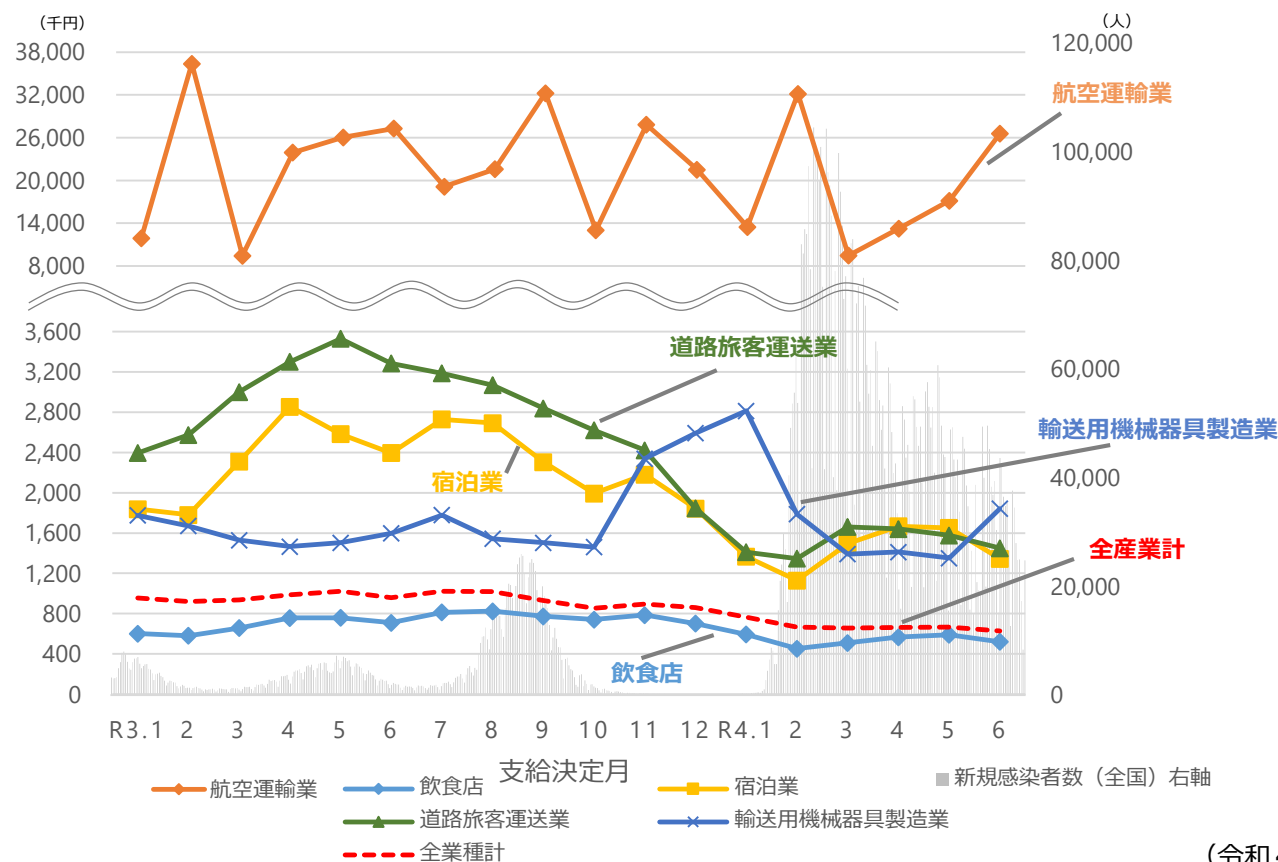
順位	産業分類（中分類）	1件あたり (千円)
1	航空運輸業	23,491
2	鉄道業	8,753
3	運輸に附帯するサービス業	3,497
4	協同組織金融業	3,257
...	...	...
7	道路旅客運送業	2,841
9	輸送用機械器具製造業	2,711
11	宿泊業	2,445
32	その他の事業サービス業	1,270
76	飲食店	732

（令和4年7月1日現在）

産業別 雇調金1件あたり支給決定額推移（中分類）

累計支給決定額上位業種や、1件あたり支給決定額上位業種をみたところ、

- 全産業の1件あたり支給決定額は低下傾向にある中、飲食店、宿泊業、道路旅客運送業は、令和4年に入り多少上昇も見られる。
- 輸送用機械器具製造業は、昨秋以降高まりが見られるが、再び減少。
- 航空運輸業は高水準で推移。



(令和4年7月1日現在)

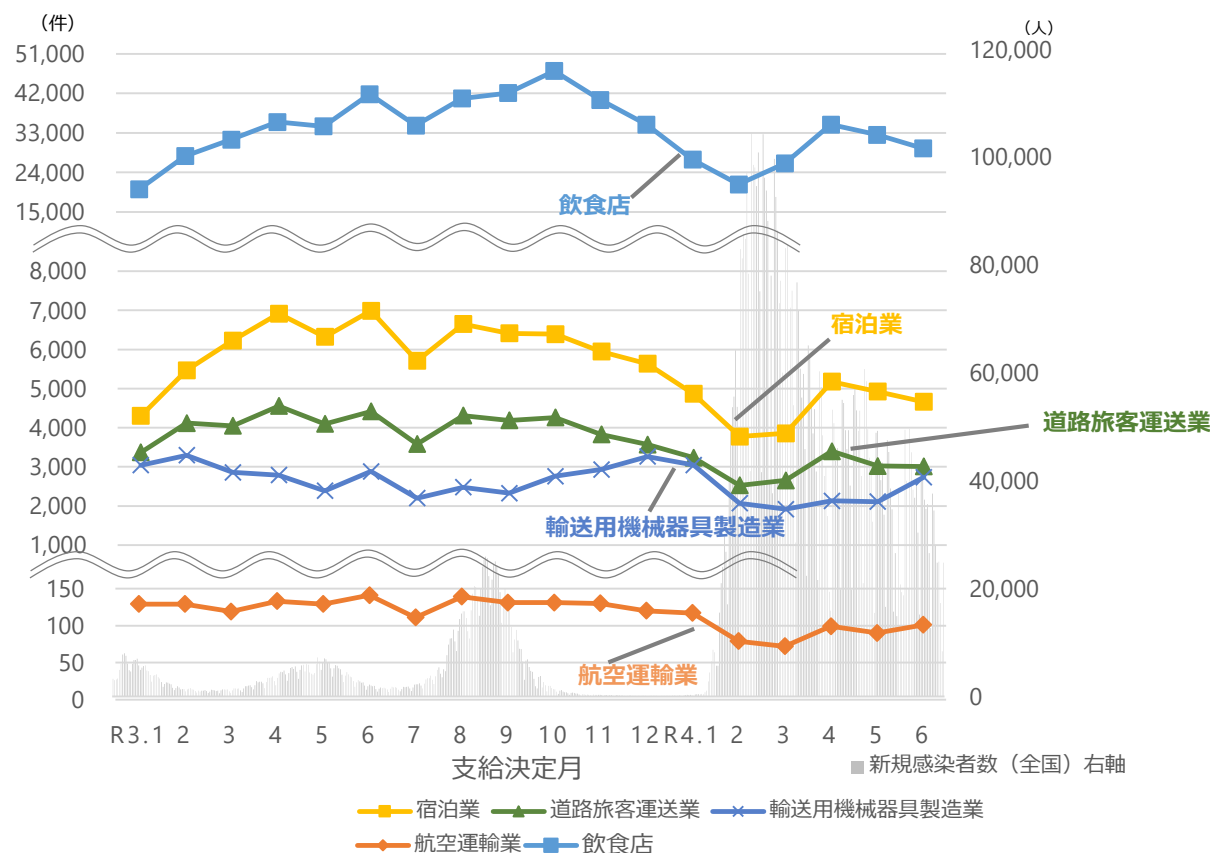
注1 支給決定額は、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む。

注2 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている。

産業別 雇調金支給決定件数推移（中分類）

累計支給決定額上位業種や、1件あたり支給決定額上位業種をみたところ、

- 支給決定件数は飲食店が突出して多い。宿泊業、道路旅客運送業も月ごとの増減の動きに近い。
- 航空運輸業の支給決定件数は相対的に少ない。



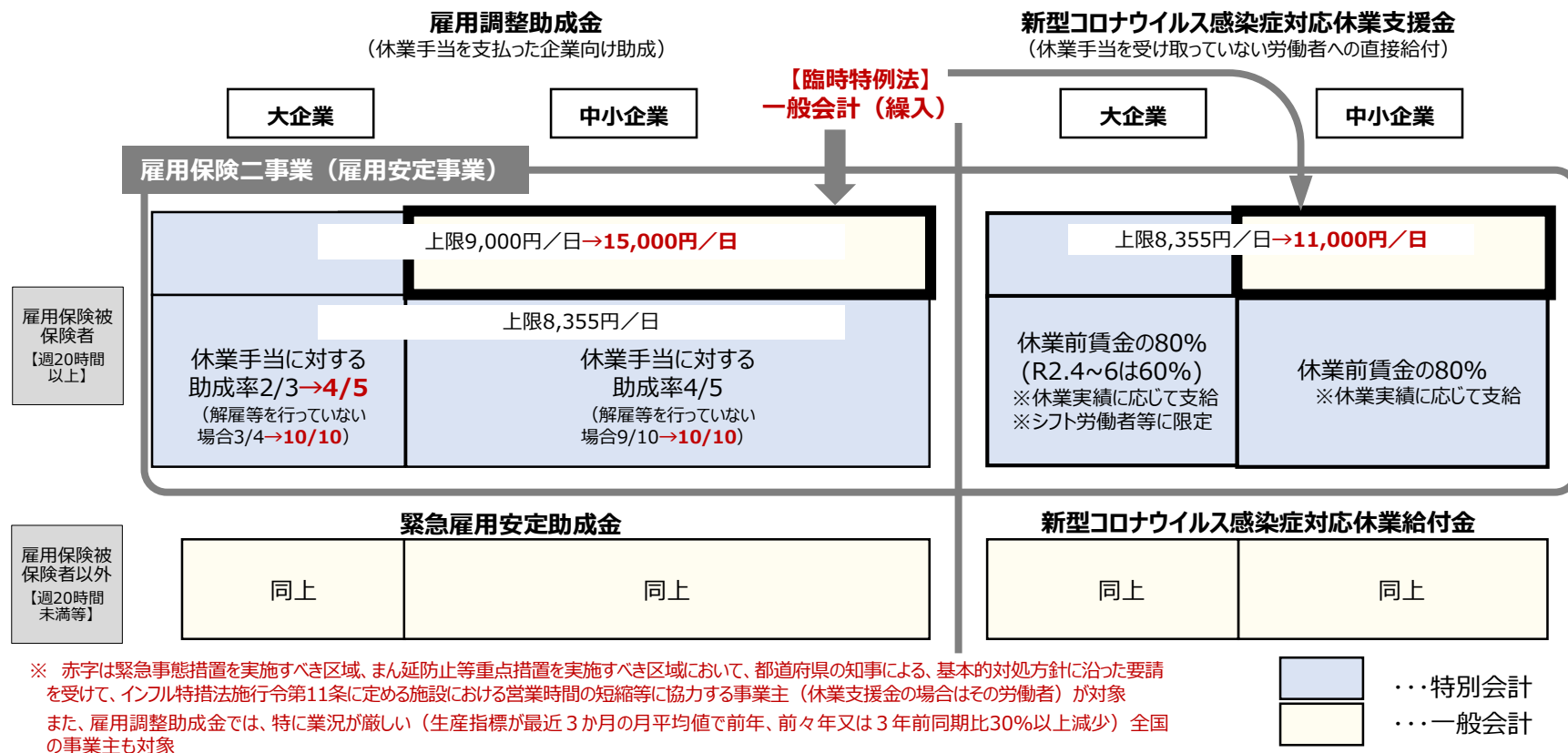
- 注1 通常の支給決定の後に、特例の申請等で追加の支給決定を行った場合は、重複して計上される。
- 注2 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている。
- 参考 累計支給決定件数の上位5業種は、「飲食店」「洗濯・理容・美容・浴場業」「専門サービス業（他に分類されないもの）」「その他の小売業」「職別工事業（設備工事業を除く）」。

（令和4年7月1日現在）

雇用調整助成金等と一般会計との関係（R4.8時点）

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（以下「臨時特例法」という。）では、雇用調整助成金、新型コロナ対応休業支援金に要する経費のうち、**中小企業分の8,355円※を超える部分には一般会計から繰り入れること**となっている。

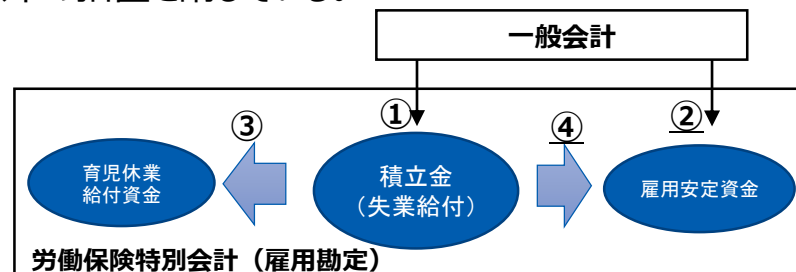
※～R2. 7. 31:8, 330円、R2. 8. 1～R3. 7. 31 : 8, 370円、R3. 8. 1～R4. 7. 31:8, 265円



- 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法で以下の措置を講じている。

※①②は令和4年度まで、③④は令和6年度までの措置

- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- ② **新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。**
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ **雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。**



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、令和4年1月1日から令和4年9月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）

※ 雇用保険被保険者ではない方も対象

2 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

① 1日当たり支給額

(8,265円※（令和4年8月以降は8,355円）が上限)

② 休業実績

※ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和4年1月1日～令和4年9月30日の期間において11,000円。

・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものと対象となる。
・ 週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。
(就労した日は休業実績から除く。)

3 申請期限

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和4年1月～6月	令和4年9月30日（金）
令和4年7月～9月	令和4年12月31日（土）

※ 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、**支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内**に申請があれば、受付可能。

4 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276（受付時間 月～金 8:30～20:00／土日祝 8:30～17:15）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

令和4年7月14日時点 ※速報値

期間（月または週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～R4.1/27	-	4,158,928	-	3,563,773	-	260,524,050
1/28～2/3	41,002	4,199,930	52,688	3,616,461	3,686,920	264,210,970
2/4～2/10	34,882	4,234,812	53,120	3,669,581	3,582,113	267,793,083
2/11～2/17	32,134	4,266,946	34,046	3,703,627	2,371,024	270,164,107
2/18～2/24	27,156	4,294,102	32,021	3,735,648	2,330,337	272,494,444
2/25～3/3	39,844	4,333,946	36,736	3,772,384	2,526,685	275,021,130
3/4～3/10	48,265	4,382,211	35,824	3,808,208	2,544,347	277,565,477
3/11～3/17	53,273	4,435,484	36,399	3,844,607	2,568,694	280,134,171
3/18～3/24	50,381	4,485,865	29,899	3,874,506	2,089,594	282,223,765
3/25～3/31	102,143	4,588,008	33,015	3,907,521	2,225,652	284,449,417
4/1～4/7	37,451	4,625,459	46,467	3,953,988	2,991,729	287,441,146
4/8～4/14	41,974	4,667,433	45,896	3,999,884	2,927,073	290,368,218
4/15～4/21	44,851	4,712,284	44,628	4,044,512	2,957,223	293,325,442
4/22～4/28	41,535	4,753,819	40,077	4,084,589	2,636,047	295,961,488
4/29～5/5	11,897	4,765,716	6,331	4,090,920	429,599	296,391,088
5/6～5/12	50,318	4,816,034	41,332	4,132,252	2,609,728	299,000,815
5/13～5/19	40,268	4,856,302	40,858	4,173,110	2,498,499	301,499,314
5/20～5/26	39,839	4,896,141	41,658	4,214,768	2,646,795	304,146,109
5/27～6/2	37,768	4,933,909	40,520	4,255,288	2,556,007	306,702,116
6/3～6/9	38,057	4,971,966	39,215	4,294,503	2,360,852	309,062,968
6/10～6/16	38,841	5,010,807	38,864	4,333,367	2,352,312	311,415,280
6/17～6/23	41,158	5,051,965	37,799	4,371,166	2,328,043	313,743,323
6/24～6/30	74,567	5,126,532	36,579	4,407,745	2,231,976	315,975,299
7/1～7/7	28,430	5,154,962	39,066	4,446,811	2,301,710	318,277,009
7/8～7/14	30,021	5,184,983	40,467	4,487,278	2,440,666	320,717,675
うち支援金	-	-	13,928	1,280,619	909,330	104,960,257
うち給付金	-	-	26,539	3,206,659	1,531,336	215,757,418

※ 申請件数については、支給決定時において支援金及び給付金の決定を行うため、申請時点で集計することは不可。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給状況分析

※令和4年6月末時点の数値で集計

○ 支給決定件数／平均支給額等

	支援金 (雇用保険被保険者)	給付金 (雇用保険被保険者以外)
支給決定件数	1,258,005件	3,164,204件
支給決定額	103,509,995千円	213,316,391千円
1人当たり 支給額／月	約8.2万円	約6.7万円
1件当たり 日数／月	16.4日 【休業26.3日－就労9.9日】	24.0日 【休業28.4日－就労4.4日】
休業前の 平均賃金月額 ※給付率（8割）を乗じる前の数値 ※上限（33万円／月）を超えるものも、 そのまま計上して算出	202,138円	110,400円

注）支給決定件数は、同一の者が複数月申請した場合、各月分の申請をそれぞれ1件として集計している延べ件数。

○ 申請者／支給決定対象者の実人数等

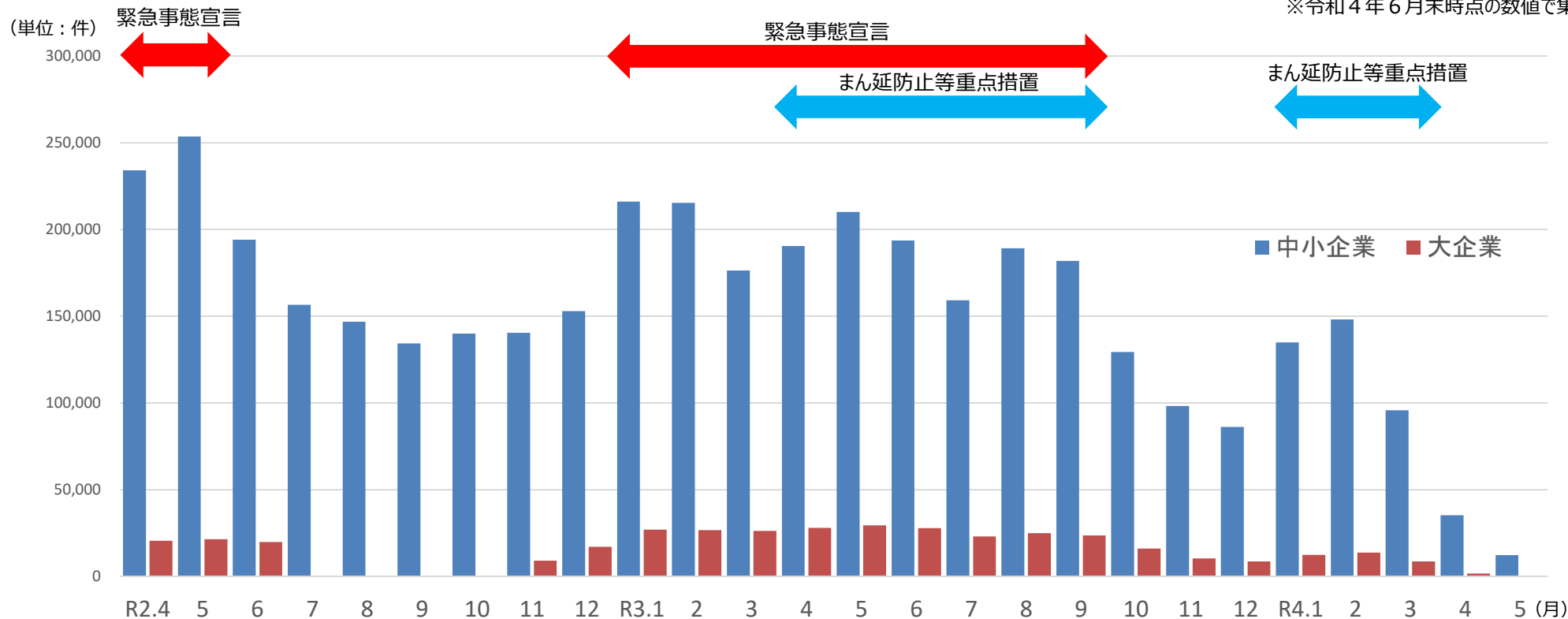
	支援金	給付金
申請者数	約83.5万人	
支給決定者数	約24.8万人	約44.7万人
1人当たり平均支給月数 (支給決定件数/支給決定者数)	5.1月	7.1月

注）申請者ごとに付される対象労働者番号の数をもって集計している。

労働局職員による職権入力を行った者、不支給後の再申請を行った者等については新たに対象労働者番号が付されることから、同一人物に複数の対象労働者番号が付される場合があることに留意

休業支援金・給付金の支給対象月別の支給決定件数の推移

※令和4年6月末時点の数値で集計



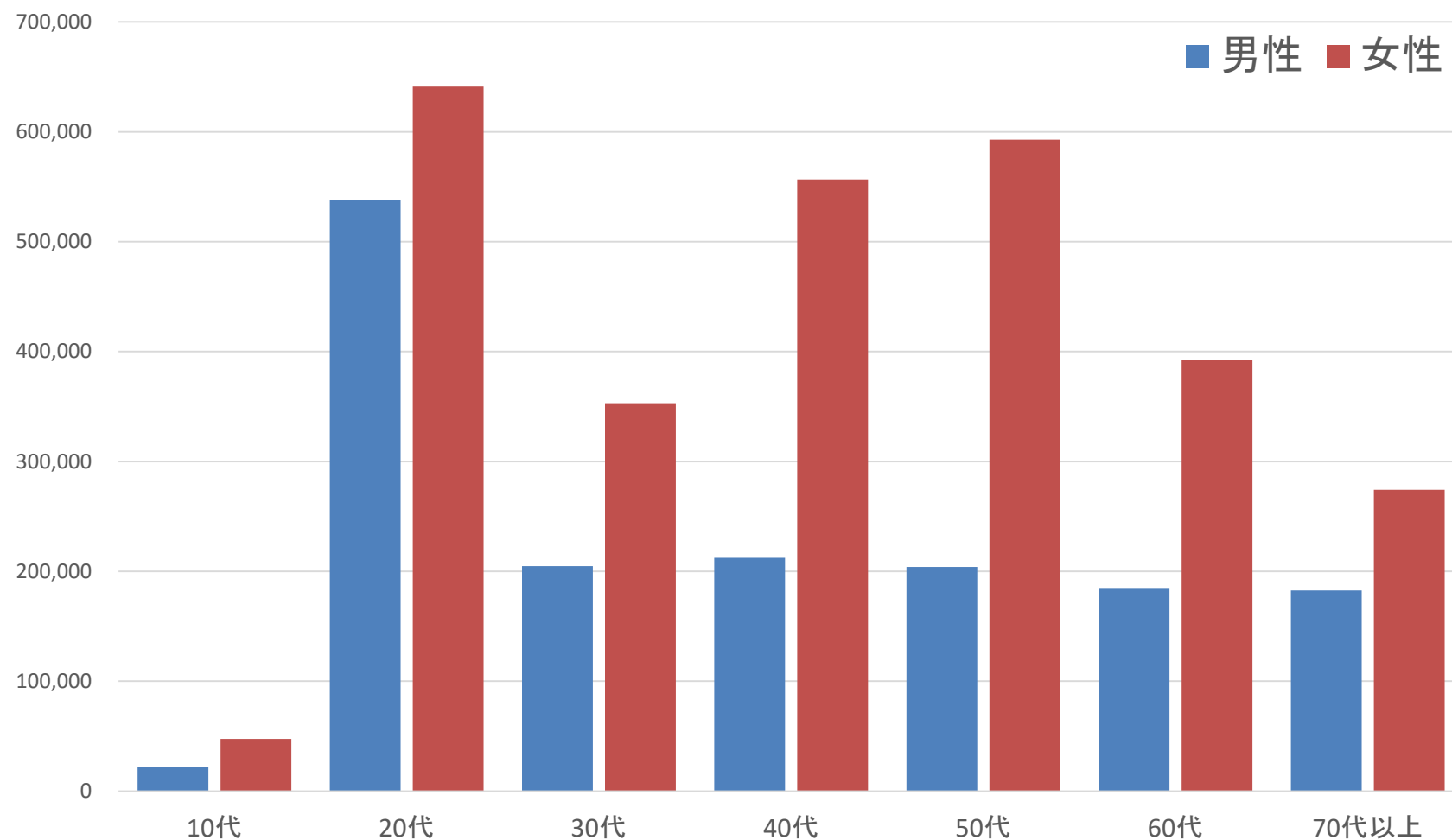
注) 最近の支給決定件数については、今後申請が来る場合も多いと想定されることや、申請中であるが事実関係の調査等を行っているケースもあり、今後増える可能性もあるため参考値。

	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4
中小	234,107	253,547	194,057	156,565	146,794	134,365	140,052	140,362	152,953	216,008	215,252	176,289	190,500
大	20,584	21,416	19,874	-	-	-	-	9,126	17,082	26,984	26,657	26,267	27,948
合計	254,691	274,963	213,931	156,565	146,794	134,365	140,052	149,488	170,035	242,992	241,909	202,556	218,448

	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5
中小	210,039	193,644	159,205	189,191	181,900	129,402	98,260	86,137	134,835	148,184	95,716	35,276	12,268
大	29,504	27,887	22,978	24,957	23,651	16,016	10,461	8,621	12,390	13,703	8,689	1,662	281
合計	239,543	221,531	182,183	214,148	205,551	145,418	108,721	94,758	147,225	161,887	104,405	36,938	12,549

休業支援金・給付金の年齢階級別・男女別の支給決定件数

(単位：件)

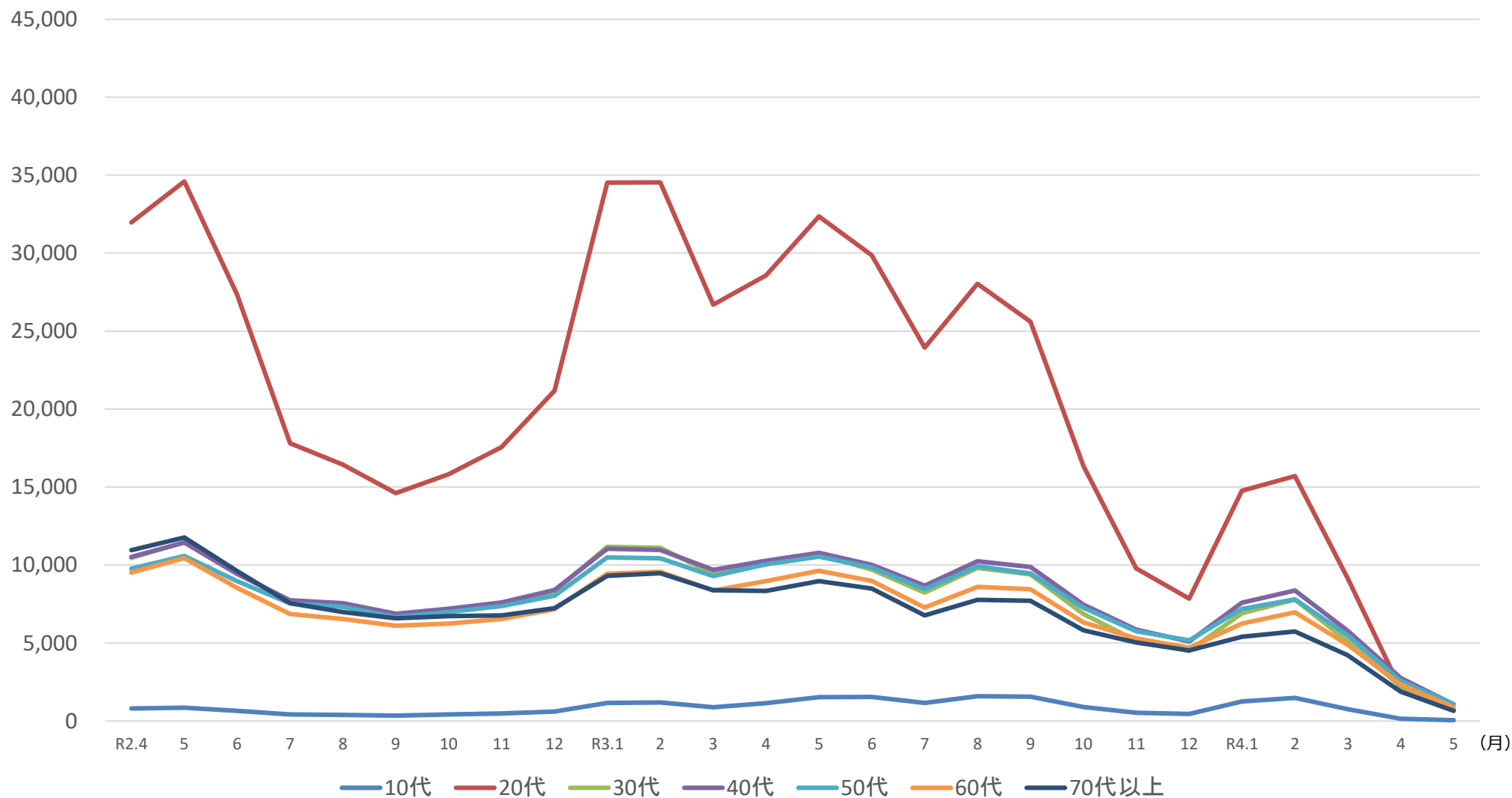


※ 1 令和4年6月末時点のデータに基づき集計。

※ 2 支給申請書の性別欄（任意項目）において報告されているものに基づき集計しており、無回答のものは集計対象外としている。

休業支援金・給付金の年齢階級別・男女別の支給決定件数（支給対象月別）（男性）

（単位：件）

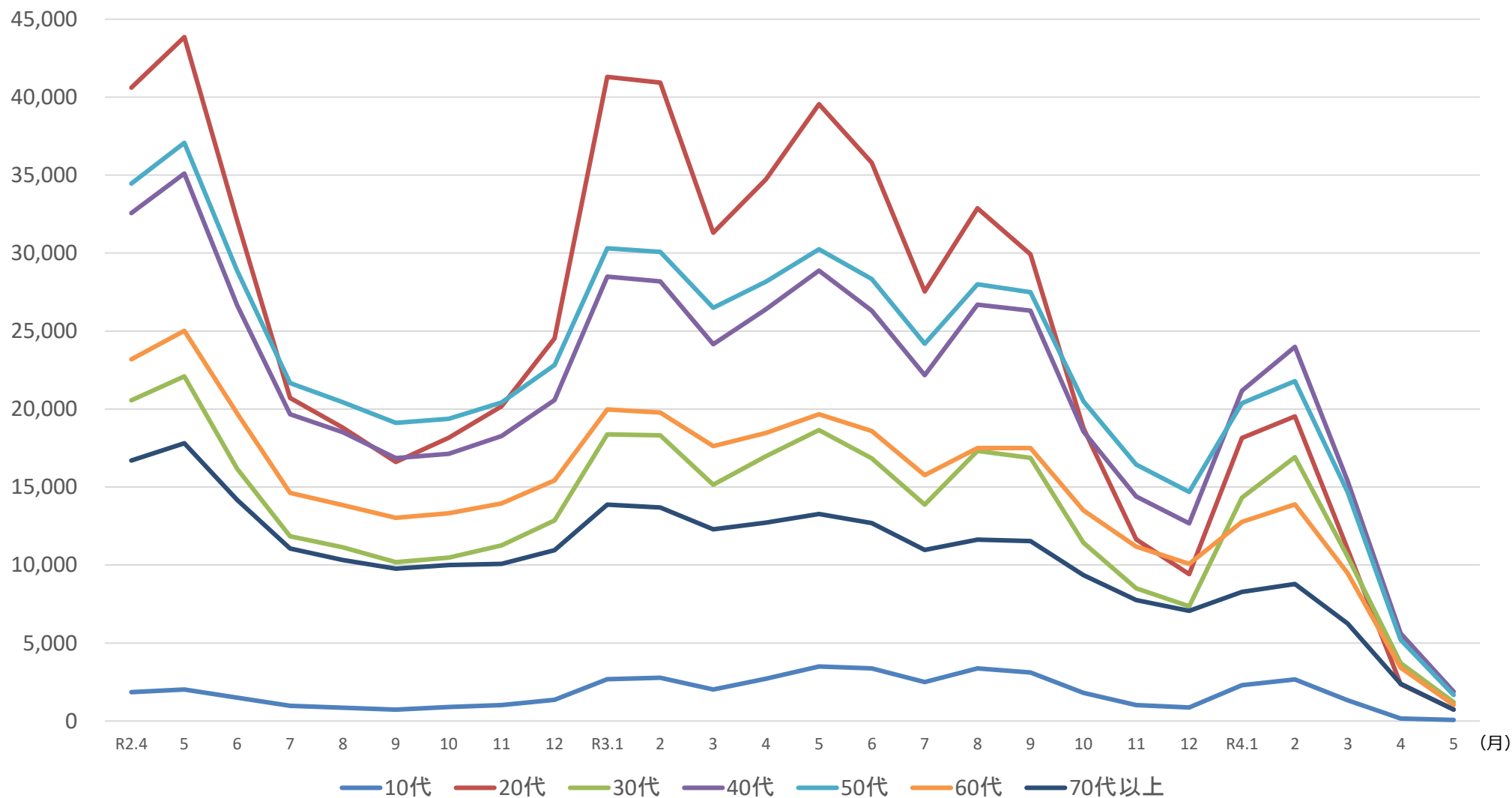


※ 1 令和 4 年 6 月末時点のデータに基づき集計。

※ 2 支給申請書の性別欄（任意項目）において報告されているものに基づき集計しており、無回答のものは集計対象外としている。

休業支援金・給付金の年齢階級別・男女別の支給決定件数（支給対象月別）（女性）

（単位：件）

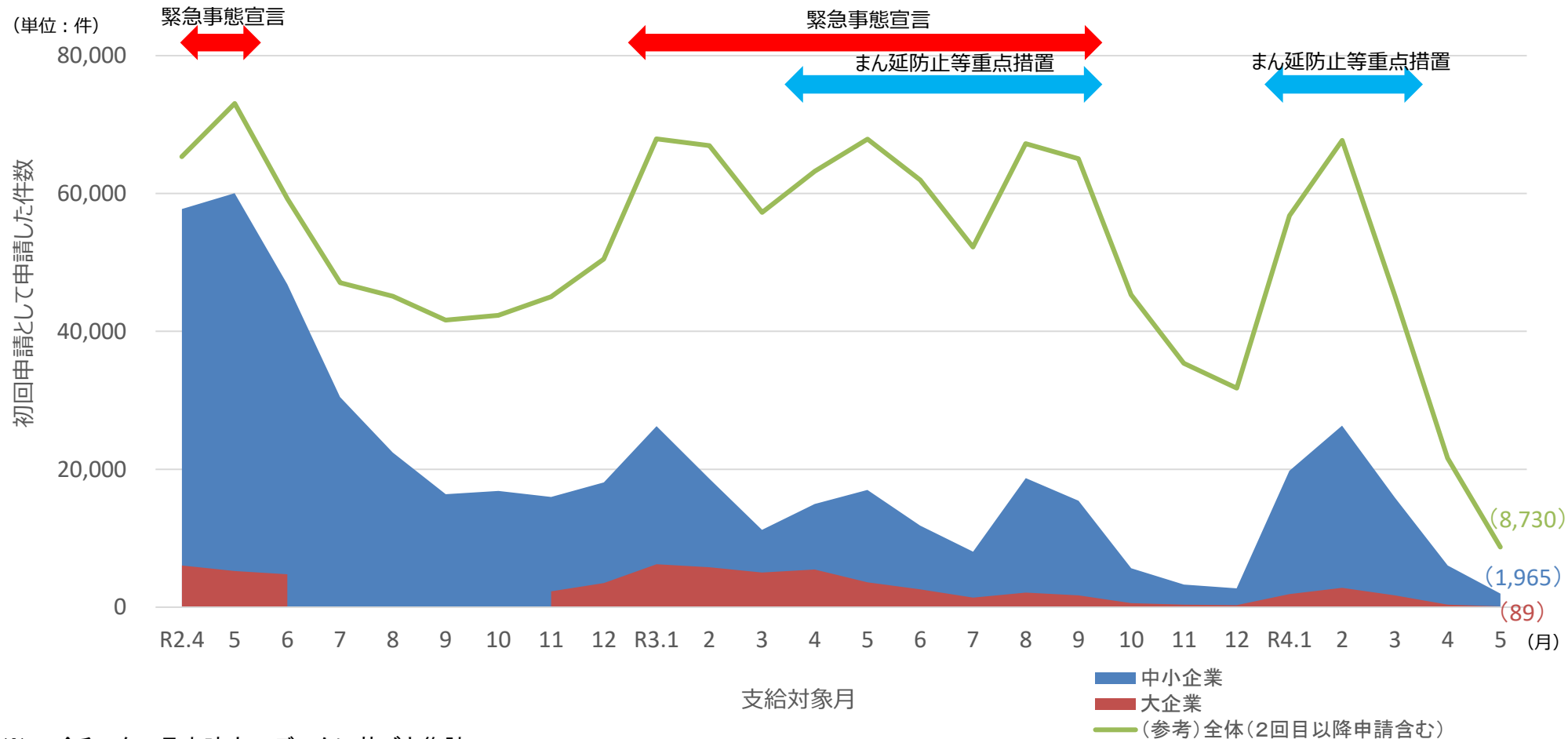


※ 1 令和 4 年 6 月末時点のデータに基づき集計。

※ 2 支給申請書の性別欄（任意項目）において報告されているものに基づき集計しており、無回答のものは集計対象外としている。

初回申請件数(休業支援金)

- ・ 初回申請件数は減少傾向である。
- ・ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置発令期間は申請件数が増加、当該期間の終了とともに初回申請件数は減少する傾向にある。



※1 令和4年6月末時点のデータに基づき集計。

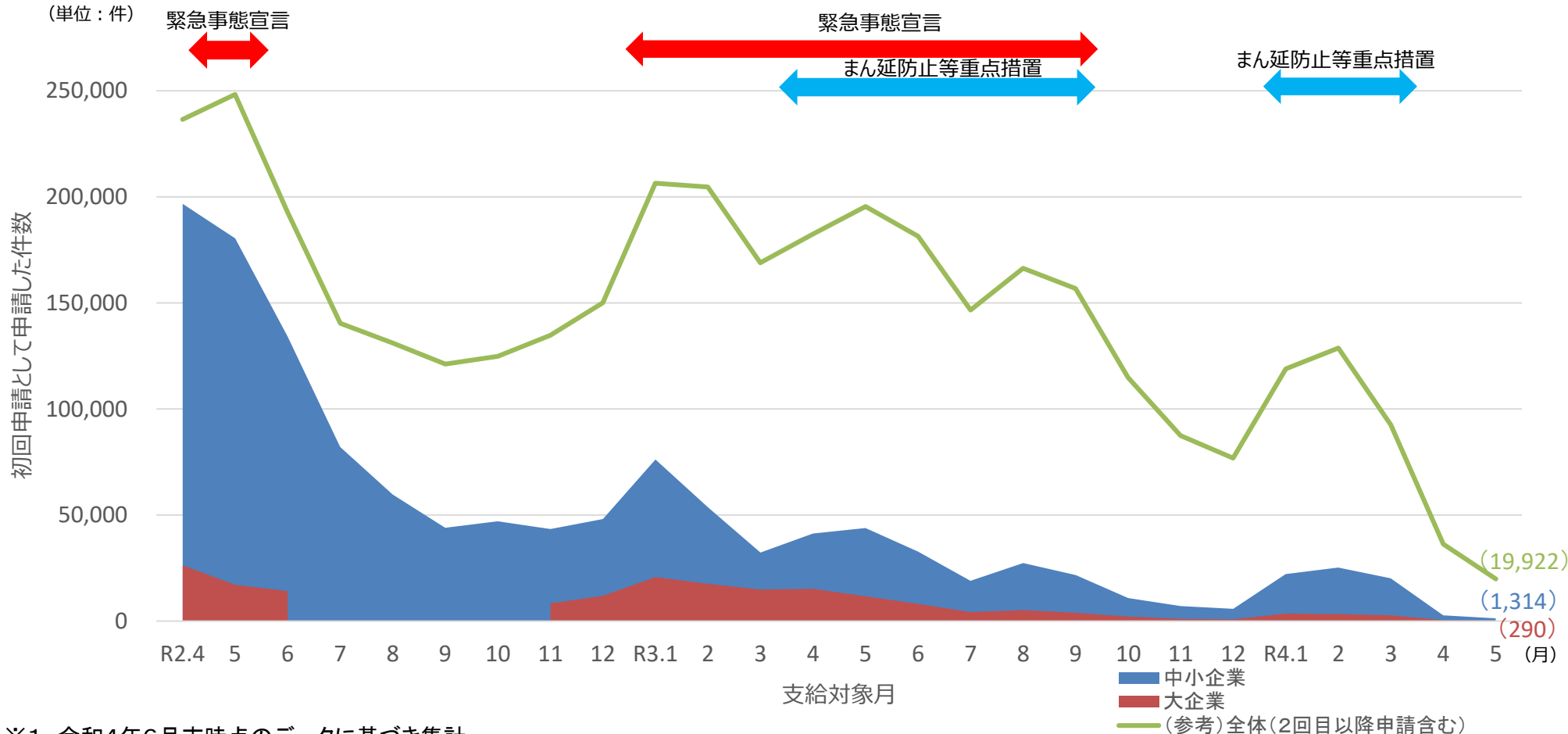
※2 オンライン申請から郵送申請に切り替える等、本来は2回目以降申請であっても初回申請様式を用いて申請するものを含む。

※3 複数期間まとめて申請した場合、各月で初回申請件数として計上。

※4 最近の申請件数については、今後申請が来る場合も多いと想定され、今後増える可能性もあるため参考値。

初回申請件数(休業給付金)

- ・ 初回申請件数は減少傾向である。
- ・ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置発令期間は申請件数が増加、当該期間の終了とともに初回申請件数は減少する傾向にある。



※1 令和4年6月末時点のデータに基づき集計。

※2 オンライン申請から郵送申請に切り替える等、本来は2回目以降申請であっても初回申請様式を用いて申請するものを含む。

※3 複数期間まとめて申請した場合、各月で初回申請件数として計上。

※4 最近の申請件数については、今後申請が来る場合も多いと想定され、今後増える可能性もあるため参考値。

休業支援金・給付金の支給決定額(業種別(大分類別))

休業支援金

産業分類 (大分類)	支給決定額 (百万円)	割合 (%)
1 宿泊業、飲食サービス業	22,531	24.7
2 サービス業 (他に分類されないもの)	13,133	14.4
3 卸売業、小売業	11,803	12.9
4 運輸業、郵便業	9,453	10.3
5 建設業	8,028	8.8
6 製造業	7,653	8.4
7 生活関連サービス業、娯楽業	6,762	7.4
8 学術研究、専門・技術サービス業	3,102	3.4
9 医療、福祉	3,009	3.3
10 情報通信業	2,540	2.8
11 不動産業、物品賃貸業	1,790	2.0
12 教育、学習支援業	848	0.9
13 分類不能の産業	197	0.2
14 金融業、保険業	160	0.2
15 農業、林業	129	0.1
16 複合サービス業	123	0.1
17 漁業	43	0.0
18 鉱業、採石業、砂利採取業	19	0.0
19 電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.0
20 公務 (他に分類されるものを除く)	5	0.0
合計	91,335	100.0

休業給付金

産業分類 (大分類)	支給決定額 (百万円)	割合 (%)
1 宿泊業、飲食サービス業	60,805	43.4
2 サービス業 (他に分類されないもの)	22,890	16.3
3 卸売業、小売業	14,899	10.6
4 生活関連サービス業、娯楽業	9,424	6.7
5 学術研究、専門・技術サービス業	7,086	5.1
6 運輸業、郵便業	5,158	3.7
7 製造業	4,483	3.2
8 医療、福祉	3,760	2.7
9 建設業	3,466	2.5
10 不動産業、物品賃貸業	2,772	2.0
11 教育、学習支援業	2,316	1.7
12 情報通信業	2,313	1.6
13 分類不能の産業	312	0.2
14 金融業、保険業	277	0.2
15 複合サービス業	96	0.1
16 農業、林業	77	0.1
17 公務 (他に分類されるものを除く)	60	0.0
18 漁業	27	0.0
19 電気・ガス・熱供給・水道業	7	0.0
20 鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.0
合計	140,231	100.0

※1 令和4年5月1日時点のデータに基づき集計。

※2 産業分類は、支給要件確認書で報告された適用事業所番号をもとに、適用事業所台帳と紐付けて集計しているため、記載されていない等適用事業所番号が把握できない事業所については集計対象外としている。

※3 百万円単位で四捨五入しているため、割合を足し上げた場合に必ず100.0%とならない。

休業支援金・給付金の支給決定額(業種別(中分類別))

休業支援金

	産業分類（中分類）	支給決定額 (百万円)	割合（％）
1	飲食店	18,438	20.2
2	その他の事業サービス業	8,797	9.6
3	道路旅客運送業	5,073	5.6
4	職別工事業（設備工事業を除く）	3,855	4.2
5	宿泊業	3,850	4.2
6	道路貨物運送業	2,769	3.0
7	飲食料品小売業	2,743	3.0
8	洗濯・理容・美容・浴場業	2,742	3.0
9	総合工事業	2,630	2.9
10	職業紹介・労働者派遣業	2,554	2.8
11	専門サービス業（他に分類されないもの）	2,398	2.6
12	その他の小売業	2,377	2.6
13	その他の生活関連サービス業	2,264	2.5
14	織物・衣服・身の回り品小売業	2,112	2.3
15	娯楽業	1,756	1.9
16	食料品製造業	1,736	1.9
17	情報サービス業	1,703	1.9
18	医療業	1,669	1.8
19	設備工事業	1,543	1.7
20	社会保険・社会福祉・介護事業	1,291	1.4
21	その他の卸売業	930	1.0
22	運輸に附帯するサービス業	914	1.0
23	輸送用機械器具製造業	893	1.0
24	上記以外	16,298	17.8
合計		91,335	100.0

休業給付金

	産業分類（中分類）	支給決定額 (百万円)	割合（％）
1	飲食店	50,729	36.2
2	その他の事業サービス業	16,495	11.8
3	宿泊業	9,551	6.8
4	専門サービス業（他に分類されないもの）	5,774	4.1
5	その他の小売業	4,146	3.0
6	飲食料品小売業	3,705	2.6
7	娯楽業	3,500	2.5
8	その他の生活関連サービス業	3,396	2.4
9	職業紹介・労働者派遣業	2,996	2.1
10	道路旅客運送業	2,730	1.9
11	洗濯・理容・美容・浴場業	2,528	1.8
12	医療業	2,376	1.7
13	食料品製造業	1,891	1.3
14	その他のサービス業	1,878	1.3
15	情報サービス業	1,663	1.2
16	総合工事業	1,464	1.0
17	職別工事業（設備工事業を除く）	1,408	1.0
18	織物・衣服・身の回り品小売業	1,362	1.0
19	学校教育	1,349	1.0
20	上記以外	21,288	15.2
合計		140,231	100.0

※1 令和4年5月1日時点のデータに基づき集計。

※2 支給決定額が全体に占める割合で1%以上の産業を掲載している。

※3 産業分類は、支給要件確認書で報告された適用事業所番号をもとに、適用事業所台帳と紐付けて集計しているため、記載されていない等適用事業所番号が把握できない事業所については集計対象外としている。

※4 百万円単位で四捨五入しているため、割合を足し上げた場合に必ず100.0%とならない。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

令和2年度第1次補正予算	1,673億円
(一般会計:408億円 労働保険特別会計雇用勘定:1,265億円)	
令和2年度第2次補正予算	46億円
(一般会計:28億円 労働保険特別会計雇用勘定:18億円)	
令和3年度補正予算	55億円
(一般会計:16.4億円 労働保険特別会計雇用勘定:38.1億円)	

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を支給するもの（小学校休業等対応助成金）。また、委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をする（小学校休業等対応支援金）。

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主（小学校休業等対応助成金）
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者（小学校休業等対応支援金）

●対象となる子ども

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

- ② i)～iii)のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども

i) 新型コロナウイルスに感染した子ども

ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども

iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額（令和4年4月以降分）

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 （小学校休業等対応助成金）

※日額上限… 令和4年4月～9月：9,000円

（申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある企業：15,000円）

- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、

令和4年4月～9月：1日当たり4,500円 （小学校休業等対応支援金）

（申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に住所を有する方：7,500円）（定額）

●適用日：令和2年2月27日～令和3年3月31日及び令和3年8月1日～令和4年9月30日の間に取得した休暇

◎個人申請：事業主が助成金を活用しない場合は、休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請が可能。

（3）非正規雇用労働者に対する支援策の在り方

雇用保険部会報告（令和4年1月7日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会取りまとめ）

4 雇用調整助成金の特例・休業支援金等について

（略）

- こうした議論を踏まえ、雇用調整助成金の特例措置については、「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」において「感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」とされていることを踏まえて実施することが適当である。これに伴い、当面の措置として、令和4年度においては、以下のとおりの対応とすべきである。
 - ・ 雇用調整助成金の活用が困難な企業に対する支援策として創設された休業支援金についても、制度としては存続させつつ、雇用調整助成金の特例措置の取扱い等の対応に合わせて制度の在り方を検討する。
 - ・ 雇用保険臨時特例法により設けられた、中小企業の基本手当日額の上限を超える部分について一般会計により負担する仕組みを延長する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年3月29日参議院厚生労働委員会）

十三、雇用調整助成金等については、特に業況が厳しい企業・地域において、今後も最大十分の十の特例措置を含め、あらゆる必要な制度設計や手続の検討を行うこと。特例として創設された休業支援金制度の効果、適用対象範囲の妥当性及び申請手続の在り方等について検証を行い、休業を余儀なくされた方の支援に関する実効性のある仕組みの検討を行うこと。

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（1）人への投資と分配

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。

こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。あわせて、多様な人材の一人一人が持つ潜在力を十分に発揮できるよう、年齢や性別、正規雇用・非正規雇用といった雇用形態にかかわらず、能力開発やセーフティネットを利用でき、自分の意思で仕事を選択可能で、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を進める。

（人的資本投資）

（略）

あわせて、社会全体で学び直し（リカレント教育）を促進するための環境を整備する。学び直しによる成果の可視化と適切な評価、学び直し成果を活用したキャリアアップや兼業・副業の促進、学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。

以上の人的投資に取り組む中で、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、人への投資や強力な就職支援を通じて円滑な労働移動を図り、成長分野等における労働需要に対応する。（略）

I. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

（５）多様性の尊重と選択の柔軟性

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

（女性活躍の更なる拡大）

- ・女性の経済的自立や成長産業であるデジタル業界への労働移動を図るため、「女性デジタル人材育成プラン」（令和４年４月２６日男女共同参画会議決定）に基づき、就労に直結するデジタルスキル習得支援及びデジタル分野への就労支援を２０２２年度から３年間集中的に行う。

（雇用の維持等）

- ・雇用調整助成金の特例措置等について、真に必要な企業への支援を行えるよう、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していくとともに、不正受給事案への対応を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合について、引き続き産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。

雇用維持スキームに対する各国の支出額

- 新型コロナの経済活動への影響に対し、各国は雇用維持スキームで対応した。既存のスキームを有していたドイツ（操業短縮手当）、フランス（部分的失業）、日本（雇用調整助成金）では、その特例措置により、また、イギリスでは「コロナウイルス雇用維持スキーム」を、アメリカでは「給付保護プログラム（PPP）」を創設して対応した。
- 各国のスキームの概要と支出額は以下の表のとおり。

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
就業者数 (2020)	4186万人	2700万人	3246万人	1億4779万人	6676万人
国内総生産 (2020) (名目、 各国通貨)	3兆3700億ユーロ	2兆3000億ユーロ	2兆1100億ポンド	20兆8900億ドル	538兆円
雇用維持ス キーム	操業短縮手当	部分的失業	コロナウイルス 雇用維持スキーム	給与保護プログラム (PPP)	雇用調整 助成金
財源	雇用保険財源 (不足時、一般財源)	失業保険(社会保 障会計を含む)およ び一般財源	一般財源	一般財源	雇用保険財源 (雇用保険2事業)およ び一般財源
特例措置期間	2022年6月末まで延長 (※)	2022年7月末まで延 長	2021年9月末終了	2021年5月末終了	2022年9月末まで延長
支出額 ・2020年 ・2021年 ・合計	・221億ユーロ ・202億ユーロ 計 423億ユーロ (5.5兆円)	・255億ユーロ ・ 92億ユーロ 計 347億ユーロ (4.5兆円)	・464億ポンド ・236億ポンド 計700億ポンド (10.6兆円)	※融資返済免除額 ・5016億ドル ・2282億ドル 計7298億ドル(83.2兆 円)	・3.2兆円 ・2.3兆円 計 5.5兆円

出所：就業者数および国内総生産は『データブック国際労働比較2022』

支出は以下のサイト。(注)日本のみ、4月～翌3月の年度ベース。他国は1月～12月の年ベース。

ドイツ (https://www.arbeitsagentur.de/datei/geschaeftsbericht-2020_ba146981.pdf、冒頭) (https://www.arbeitsagentur.de/datei/geschaeftsbericht-2021_ba147450.pdf、冒頭、p.105)

フランス (<https://www.unedic.org/sites/default/files/2022-03/Une%CC%81dic.%20Activite%CC%81%20Partielle%202020-2021.pdf>) p. 54, TABLEAU 5.

イギリス (<https://www.gov.uk/government/statistics/coronavirus-job-retention-scheme-statistics-16-december-2021>)

アメリカ (https://www.sba.gov/sites/default/files/2022-05/2022.05.22.Weekly%20Forgiveness%20Report_Public-508.pdf) (22年5月22日現在)

日本 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html#numbers) (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20220413/01.pdf) S17

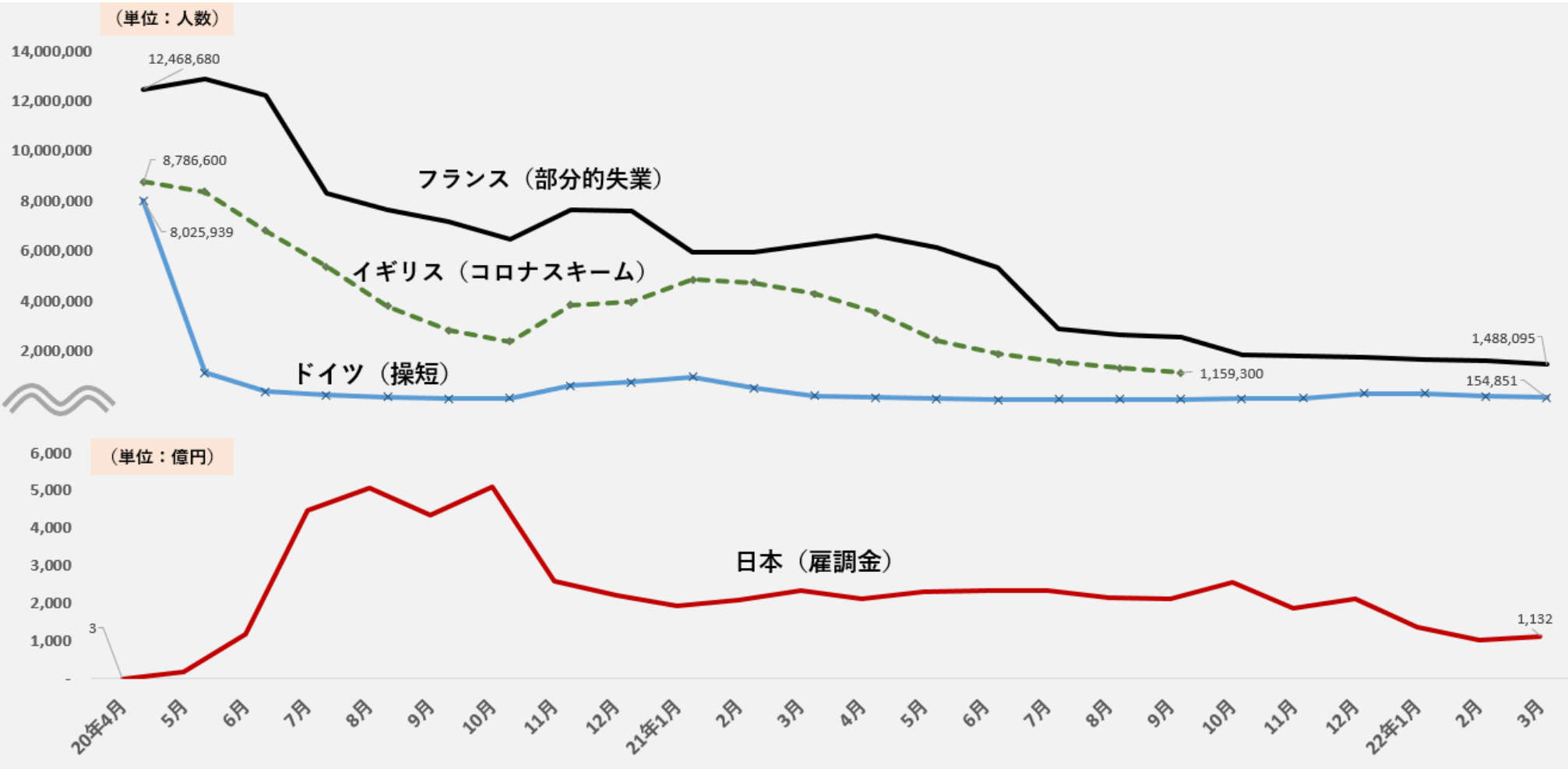
換算レート：1ドル＝114円、1ポンド＝151円、1ユーロ＝129円 100ウオン＝9.7円 (21年12月30日)。

(※) ウクライナ戦争の影響で、特例の一部(10%以上の従業員が影響を受けた場合に助成、事前に労働時間口座をマイナスにしないで良い等)は9月末まで。

出典：厚生労働省・第4回アフターコロナ期の産業別雇用課題に関するプロジェクトチーム資料2 独立行政法人労働政策・研究機構提出資料を一部改変

雇用維持スキームの利用状況推移

○ 各国の雇用維持スキームの利用状況の推移をみると、2020年3月から4月にかけて感染者が急拡大しロックダウン等厳しい行動制限措置を強いたドイツ、フランス、イギリスでは、企業活動がほぼ停止するとともに多くの労働者が休業状態に入り、結果、スキームの申請は4・5月に爆発的に増加した。その後は各国水準は異なるものの徐々に減少していき、イギリスでは2021年9月にスキームを終了させている。日本（支給決定額）については2020年7～10月がピークであり、10月から11月にかけて減少した後、しばらくは概ね横ばいで推移し、2022年に入り水準が下がってきている。



出所：英独仏 JILPTコロナサイト (<https://www.jilpt.go.jp/kokunai/statistics/covid-19/f/f12.html#f12-jp>)。日本 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/roudou/20/backdata/1-6-5.html>)、(<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000781615.pdf>)、(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)。

（参考）就業者数（2020）：ドイツ 4186万人、フランス 2700万人、イギリス 3246万人、日本 6676万人。

（注）指標は各国の業務統計であり、国により給付の制度や支給要件等が異なり、各国間の比較には注意が必要である。あくまで、それぞれの国における推移を参考掲載している。

フランス：部分的就業（失業）手当の申請ベースの対象者数（月次）、イギリス：各月末時点の対象者数（日次データから各月末の数値を参照）、ドイツ：操短手当の新規申請時における対象従業員数（月次）

日本：雇用調整助成金の支給決定額（週次を月毎の合計に再編集）

出典：厚生労働省・第4回アフターコロナ期の産業別雇用課題に関するプロジェクトチーム資料2 独立行政法人労働政策・研究機構提出資料を一部改変

これまでの雇用調整助成金に関するJILPTの研究

○「雇用調整助成金の政策効果に関する研究」（労働政策研究報告書 No.187、2017年1月）

- ・厚生労働省の要請を受け、2008年9月のリーマンショックや2011年3月に発生した東日本大震災といった経済危機、雇用不安に対して、雇用調整助成金（以下「雇調金」）の特例措置が行われ、大規模に活用された状況を受けて、その効果はもとより、雇調金の課題を含めて評価・検証。
- ・本調査研究において、JILPTで実施したアンケート調査、厚生労働省から提供を受けた業務データ（雇用保険業務データ、雇調金業務データ等）を分析。分析に当たっては、外部の学識経験者も参加いただいた研究会を組織し、専門的な知見を得ながら計量的な分析も実施。主な分析結果等は以下のとおり。

<雇調金の雇用への影響について>

- ・時系列分析では、雇調金の受給事業所は、非受給事業所に比べて、雇用が低調ないし減少で推移している中で、受給期間中を中心に入職率、離職率いずれも相対的に低く抑えていること及び、受給終了後に大きな離職が生じている、受給事業所の廃業が受給終了後に集中することを指摘。こうした結果については、「雇調金はいたずらに無駄な雇用を温存する」、「いわゆるゾンビ企業の延命に手を貸している」、「産業構造の転換を遅らせている」などの批判に通じる面もある一方、雇調金によって雇用情勢の最も厳しい時期を後ろに分散化させるとともに、雇用情勢が落ち着いた状態で、円滑な再就職を促進するという前向きな効果としても捉えられるとしている。
- ・計量モデル分析では、雇調金の受給は、入職率についてマイナスの影響がみられた一方、離職率に関して、受給事業所と非受給事業所の間には有意な差が観察されなかった（離職率に影響を与えていない）という結果が得られた一方、雇調金の受給は離職率を下げ、離職者数を減少させたという結果も得られており、より精緻な分析に向けて引き続き検討する必要があるとしている。

<雇調金を活用していない事業所について>

- ・①申請手続きが困難なほど経営状況が厳しい事業所、②経済の第3次産業化・サービス化に関連する産業・業種、③設立年が新しい事業所、④規模が零細な事業所など、雇調金の利用が低調な事業所について、実態把握を行うとともに、助成金の周知方法、運用の見直しなどの検討も重要としている。

<要件緩和等についてのルールについて>

- ・雇調金の支給要件を大幅緩和することで、不況期の解雇を乗り切るための一時的な助成金という雇調金の本来の政策目的が変容してしまうことも考えられるので、緩和による影響について十分に検討する必要があるとしている。

<検証データの整備について>

- ・調査研究に当たり、厚生労働省から膨大な業務データの提供を受けたが、世界的な潮流からも、エビデンスに基づいた政策決定（Evidence-based Policy）が求められており、今後、大きな予算が予定される施策の実施に当たっては、その後の効果検証を可能とするような仕組みの導入も検討すべき課題としている。

○「雇用調整の実施と雇用調整助成金の活用に関する調査」（調査シリーズ No.123、2014年8月）

- ・2008年9月のリーマンショックや2011年3月に発生した東日本大震災といった経済危機、雇用不安に対して、雇調金の特例措置が行われた効果はもとより、雇調金の課題を含めて評価・検証するためにJILPTでアンケート調査を実施。

<主な調査結果>

- ・事業所ごとの雇調金の受給期間をみると、1年以内が4割強、1年超2年以内が4分の1と2年以内が7割近くを占めている一方で、3年を超えて受給した事業所も14%程度ある。
- ・受給事業所と非受給事業所とを比較すると、事業活動面でより厳しい事業所で雇調金が活用されている、余剰労働力の調整が受給事業所ではより労働時間削減に重点が置かれているのに対して、非受給事業所ではより人員数削減に重点が置かれている傾向がみられ、雇調金の趣旨に沿った活用と効果を確認。また、非受給事業所では中長期的な課題への対応の一環として雇用調整が実施された事業所も少なくないのに対して、受給事業所では、そうした目的での実施は少なくなっている。
- ・今後の雇用見通しをみると、受給事業所と非受給事業所との間で大きな違いはみられず、今後雇用が「増加する」とする割合も遜色ない。
- ・受給事業所は、雇調金の雇用維持効果を高く評価しているが、一方で、「不正受給」や「非効率企業の温存」といった、制度の副作用に対する懸念も指摘されている。

○「雇用調整助成金による雇用維持機能の量的効果に関する一考察」（資料シリーズ No.99、2012年2月）

- ・厚生労働省の要請を受け、リーマンショック後の急激な生産収縮・不況の中で、雇調金がどの程度まで失業の発生を防いだのかを推定。
- ・雇調金のデータに制約があったため、代替的方法として、労働時間を加味した労働投入量（マン・アワー）の動きと雇用者数の動きとの乖離幅により、労働時間による雇用調整の量的規模を推定し、その結果と雇調金に係る行政データである「支給対象延べ被保険者数」、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の出勤日数のデータとを照らし合わせて、雇調金の量的な雇用維持・確保効果として、鉱工業では90万人から120万人前後、全産業（非農林漁業）では150万人前後と推定。

○「雇用調整助成金受給事業所の経営と雇用」（調査シリーズ No.10、2005年11月）

- ・厚生労働省の要請を受け、雇調金の実態に関する研究を実施。同省が2004年5～7月、JILPTが2004年11月～2005年1月にそれぞれ実施したアンケート調査の結果から、助成金受給対象事業所の経営状況や人事管理戦略、助成金支給対象者のプロフィールなどを明らかにし、助成金の影響や効果、問題点などを分析。

<主な分析結果>

- ・雇調金の受給事業所・企業は小規模零細、製造業のいわゆる「下請け」企業が多数を占めている。これらの企業で助成金は、大規模企業に比べ、相対的に大きな雇用維持効果を持つ可能性が調査結果から示唆される。
- ・雇調金の受給が、その後の事業所の経営状況に与えたプラス効果の一つは、多能工を中心とする中核的人材を引き留めることなどにより、受注回復時に速やかに対応できたことである。一時的な離職者発生抑制や景気回復時の新たな（採用・訓練両面での）人的投資負担の軽減に対して、一定程度貢献した可能性が考えられる。
- ・助成金受給事業所でも非正社員化や労働力の外部化が進んでいる状況が見られており、雇用調整の対象として、非正社員や外部の労働力のウェイトが高まっている。

【求職者支援制度】

- 求職者支援制度の効果について、どのように考えるか。
- 求職者支援制度の意義、在り方についてどのように考えるか。

【教育訓練給付】

- 教育訓練給付の効果について、どのように考えるか。
- 教育訓練給付の講座の指定状況や受講状況について、どのように評価するか。
- 教育訓練給付の意義、在り方についてどのように考えるか。

【休業支援金・給付金】

- 令和4年度までの休業が給付対象となっている休業支援金・給付金の在り方について、どのように考えるか。
- 休業支援金・給付金受給対象者に対する支援の在り方について、どのように考えるか。